

目 次

議 事 日 程	1
審 議 結 果 等	2
一関地区広域行政組合議会定例会会議録	3
開会及び開議宣言	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名(千葉啓志君・阿部孝志君)	4
会 期 の 決 定	4
施政方針の表明	5
施政方針に対する質疑	6
鈴木 英 一 君	6
介護保険事業について	
(1) 「第4期介護保険事業計画」策定に当たって、第3期計画の目標値は推計どおり進捗しているかについて聞きたい	
(2) 特養ホームの待機者が増えているが、この問題の解決の具体策を聞きたい	
(3) 介護で働く労働者が不足していると言われるが現状とその見通しについて	
(4) 福祉施設に燃料支援を行う必要があると思うが管理者の考えを聞きたい	
大 野 恒 君	11
一関清掃センター内と、大東清掃センター内の委託費単価に違いはないか	
(1) あるとすれば、理由は何か(平成19年度予算比較で、20年度予算は一関センターが0.36%増、大東センターは5.7%増)	
(2) その根拠は	
神 崎 浩 之 君	14
1. 住民ニーズを解決するための第4期介護保険事業計画の作成を	
(1) 介護度の軽い方の入所施設をどう考えているのか	
(2) 小規模多機能施設の運営に課題はないのか	
(3) 特定施設入所者介護をどう考えているのか	
(4) 医療の療養型の受け皿をどう考えているのか	
(5) 入所施設のベッド数は増やすのか	
(6) 介護保険料はこれ以上高くなるのか	
(7) 地域の不具合を県や国にどう伝えているのか	
2. 一関清掃センターの改築と、ゴミの有料化についてどう考えているか	
(1) 施設の可動年数はどうなっているのか	
(2) 耐用年数はどうなっているのか	
(3) ダイオキシン等問題はないのか	

	(4) ゴミの有料化についてどう考えているのか	
石川章君	ごみ全般に関する3件について	20
	1. 浅井管理者は、この温暖化対策と環境整備に組合として今後どのように取り組んでいくかを具体的に お聞かせください。 管理者は、平成19年度施政方針で述べておられる衛生管理事務について「事務の効率化を図るため ごみの分別方法の整合を進め、管理運営委託のあり方の検討をする」とのことですが、これに対 する進捗状況をお聞かせ下さい。また、ゴミ収集カレンダーは分別に大きな影響を及ぼしていると 考えるが、一部では色が識別できない、小さくて見にくいなどの声を聞くが、このことに対して来 年度に向けて工夫した点があるか、お聞かせください。	
	2. 構成市町の分担金は、ゴミ処理費の場合は、均等割と利用割で精算されていると思いますが、利用 割に積算されているゴミの種類はいかなるものかお聞かせください。	
	3. 20年度の施政方針にはゴミ袋の統一を挙げておられますが、ゴミの有料化についてはどのように お考えをしていますかお聞かせください。また、全国都道府県市町村で家庭用ゴミの有料化がされ ているのは全体で何割あるか、岩手県内ではどうか、参考までにお聞かせください。	
尾形善美君	許可業者が行う廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理料金について	23
	(1) 廃棄物処理に対する組合の考え方について	
	(2) 上記料金の決定のしくみについて(条例等)	
	(3) 料金決定の具体的事案について	
	(4) 料金決定のあるべき姿について	
認第1号	専決処分について ほか1件	27
議案第1号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第2号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第3号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計予算 ほか1件	31
議案第5号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の 一部変更の協議に関し議決を求めることについて	45
閉会宣言		46

議 事 日 程

日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		施政方針の表明について
日程第 5		施政方針に対する質疑について
日程第 6	認 第 1号	専決処分について
日程第 7	認 第 2号	専決処分について
日程第 8	議案第 1号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 2号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 3号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 11	議案第 4号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 12	議案第 5号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 1号	専決処分について	2月15日	承 認
認 第 2号	専決処分について	2月15日	承 認
議案第 1号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	2月15日	原案可決
議案第 2号	一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2月15日	原案可決
議案第 3号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計予算	2月15日	原案可決
議案第 4号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	2月15日	原案可決
議案第 5号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	2月15日	原案可決

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成20年2月15日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成20年2月8日
告示番号 第2号
招集日時 平成20年2月15日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	石川 章 君	2番	神崎 浩之 君	3番	大野 恒 君
4番	海野 正之 君	5番	尾形 善美 君	6番	千葉 啓志 君
7番	高橋 幸喜 君	8番	牧野 茂太郎 君	9番	佐々木 清志 君
10番	阿部 孝志 君	11番	鈴木 英一 君	12番	千葉 孝 君
13番	伊東 秀藏 君	14番	藤野 壽男 君	15番	小野寺 藤雄 君
16番	木村 實 君	17番	岩 淵 一司 君	18番	菅原 啓祐 君

欠席議員（なし）

職務のため出席した職員

議会事務局長	千 條 幸 男	議会事務局次長	佐 藤 甲子夫
議会事務局議事係長	八重樫 裕 之		

説明のため出席した者

管理者	浅 井 東兵衛 君	副管理者	高 橋 一 男 君
副管理者	畠 山 博 君	副管理者	坂 本 紀 夫 君
収入役	佐 藤 正 勝 君	事務局長	阿 部 睦 君
介護保険担当参事	岩 井 憲 一 君	環境衛生担当参事	藤 野 正 孝 君
事務局次長	阿 部 照 義 君	環境衛生課長	富 永 精 二 君
介護福祉主幹	青 山 モト子 君	介護福祉主幹	熊 谷 正 明 君
環境衛生主幹	稲 葉 幸 子 君	環境衛生主幹	須 藤 久 輝 君
監査委員	小野寺 興 輝 君	監査委員事務局長	大 内 知 博 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第 6 回 一関地区広域行政組合議会定例会

平成 20 年 2 月 15 日

午前 10 時 00 分 開 会

会議の議事

議 長（菅原啓祐君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年2月8日一関地区広域行政組合告示第2号をもって招集の、第6回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（菅原啓祐君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

平成19年10月に藤沢町議会において実施された選挙で当選されましたお二方の議員を紹介いたします。

千葉啓志君であります。

（千葉啓志君 登壇あいさつ）

議 長（菅原啓祐君） 千葉孝君であります。

（千葉 孝君 登壇あいさつ）

議 長（菅原啓祐君） 次に、鈴木英一君ほか4名から施政方針に対する質疑通告があり、管理者に回付いたしました。

次に、議案に対する質疑通告書3件を受理いたしました。

受理した案件は、管理者提案7件であります。

議 長（菅原啓祐君） 次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書7件を受理いたしました。印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承を願います。

議 長（菅原啓祐君） 次に、管理者から平成20年度当初予算提案にあたり、平成20年度施政方針の表明方の申し出がありました。

議 長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（菅原啓祐君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承を願います。

議 長（菅原啓祐君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（菅原啓祐君） 日程第1、議席の指定を行います。

一関地区広域行政組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において、千葉啓志君の議席は議席番号6番に、千葉孝君の議席は議席番号12番にそれぞれ指定いたします。

議 長（菅原啓祐君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第74条の規定により、議長において、

6番 千 葉 啓 志 君

10番 阿 部 孝 志 君

を指名いたします。

議 長（菅原啓祐君） 日程第3、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第4、施政方針の表明について、先刻ご報告のとおり管理者から平成20年度施政方針の所信表明方の申し出がありましたので、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 第6回組合議会定例会の開会にあたり、平成20年度の施政の方針を申し上げます。

一 関地区広域行政組合を設立し、本年度は早3年目を迎えます。

この間、日常生活の結びつきの強い一関市、平泉町及び藤沢町の衛生事務、介護保険事務の共同処理に努めてまいりました。

これもひとえに、議員各位、そして住民の皆様方の温かいご支援とご協力によるものであり、まずもって、ここに深く感謝申し上げる次第であります。

今後におきましても、みんなで支え合い、共に安心して生活できる環境を整えていくため、広域行政事務を着実に進めてまいらねばならないと考えております。

また、組合といたしましては、管内人口の減少と高齢化の進行という時代の趨勢を踏まえ、スケールメリットを生かしながら、効率的かつ効果的な行政執行に取り組み、一方では、きめ細やかなサービスの提供を行うため、構成市町とより一層の連携を図りながら事務を執行してまいります。

組合の運営にあたりましては、住民の参加と参画をいただきながら、絶えず開かれた行政に意を配し、住民福祉の向上のため、以下の施策を遂行してまいります。

まず、初めに、衛生関係事務について申し上げます。

現在、整備を進めている大東清掃センター小規模ストックヤードの完成により、東磐地区における容器包装プラスチックの回収体制が整うことから、平成21年度を目途に管内のごみの出し方や指定袋の統一に向け、事務を進めてまいります。

ごみの出し方や指定袋の統一は、住民生活への影響が大きいことから、有識者や住民の代表者で組織する「廃棄物処理懇話会」のご意見を伺いながら検討してまいります。

実施にあたりましては、ごみの出し方、分け方を詳細に記載したテキストや指定袋の変更に伴うチラシを全世帯に配布するなど、啓発、周知についても万全を期してまいります。

ごみ減量化の普及にありましては、住民を対象としたごみ処理施設見学会を開催するほか、環境学習指導員の配置、体験学習の開催、廃棄物再生品の販売の実施など、構成市町と連携し、廃棄物の再利用、資源化に努めてまいります。

粗大ごみ収集事業については、公衆衛生組合連合会等と協議しながら、全地域で実施してまいります。

ごみ処理広域化については、処理のあり方を広域的に検討する「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」の中で、実情と照らし合わせながら、その方向性を引き続き検討してまいります。

各施設の管理運営につきましては、国が定める排出ガス、水質基準等を遵守し、ごみの安定処理と施設の適正な維持管理に努め、地域の環境保全を確保してまいります。

また、同種の施設運転管理業務委託については、一括して長期継続契約に切り替え、経費の節減に努めてきたところでありますが、更に一層の節減を図るため、本年度は3カ所の最終処分場の管理の一体化を推進してまいります。

次に、介護保険事業の施策について申し上げます。

管内では、65歳以上の高齢者の割合は約29%となっておりますが、特にも、介護の可能性が高い75歳以上の後期の高齢者の割合が増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されます。

これらの状況を的確に踏まえ、本年度は、平成21年度から3カ年の第4期介護保険事業計画を策定し、安定した持続性のある介護保険制度の充実を図ってまいります。

策定にあたりましては、介護保険施設の整備や求められる介護給付の推計、適正な保険料負担の設定など、介護保険運営協議会のご意見を頂戴いたしながら、持続的な事業計画を目指してまいります。

介護保険料については、税制改革の影響により保険料が増加する方に対して、平成19年度まで激変緩和措置を講じておりましたが、引き続き本年度においても実施してまいります。

高齢者が住み慣れた自宅や地域で、自立しながら生活したいという要望にこたえるため、地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の指定を進めるとともに、適正なサービスの確保と充実を図るため、引き続き地域密着型サービス提供事業所の育成に努めてまいります。

介護予防事業にありましては、本年度から開始される特定健診・保健指導との整合、連携を図りながら、早期に虚弱高齢者等の実態を把握し、地域で自立して生活できるよう適切なプランを提示していくとともに、構成市町への介護予防事業委託を行い、介護状態への移行抑制に努めてまいります。

地域支援事業にありましては、高齢者やその家族の相談、支援等を行うため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センターでの実態把握、構成市町への支援事業委託など、円滑な事業の推進に努めてまいります。

以上、施策の主なものを申し上げましたが、事務の執行にあたりましては、行政サービスの向上と効率的・効果的執行、経費の節減に心がけるなど、常に住民福祉の向上を最大の責務とし、行政運営に努めてまいります。

また、構成市町との人事交流を積極的に行い、構成市町と協力体制づくりも推進してまいります。

生活圏、文化圏、経済圏を共有する一関市、平泉町及び藤沢町の行政サービスの一部を預かる者として、その重責を強く身に感じているところであります。

多くの住民のご期待にこたえ、その任を果たすべく、施政の公正かつ効率的な運営と地域の発展のために全力を傾注してまいります。

組合議会議員各位並びに住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願いを申し上げます。

以上であります。

議 長（菅原啓祐君） 日程第5、施政方針に対する質疑について、これより発言を許します。

第1回目の質疑、答弁とも登壇の上発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに回数は3回以内、持ち時間は30分以内といたしますので、質問、答弁にあたりましては特に意を配され、簡潔明瞭をお願いいたします。

鈴木英一君の質疑を許します。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 一般質問を行います。

私は、通告順に従いまして、最初に介護保険事業について伺います。

第4期介護保険事業計画策定年に当たって、第3期計画の目標値は推計どおり進捗しているか

どうかについて伺います。

両磐1市2町における介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指して、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画がつけられ、それまで両磐区域内において、高齢者全般への福祉事業は、構成市町がそれぞれ策定した高齢者福祉計画に基づいて行われてきたものを一関地区広域行政組合で行うことになったのでありますが、第3期介護保険事業計画は平成20年度を残すのみとなり、過去2年間の実績が目標値どおり進捗しているのかについて、計画書の第2章、高齢者等の将来推計と平成26年度の計画目標の中から、1番目は人口推計、コーホート要因法による推計というふううたって推計されていますが、この変化はどうなっているか。

2番目は、介護被保険者の将来推計がどうなっているか。

3番目は、要介護者、要支援者の推計は推計どおり進んでいる数値なのか。

それから4番目は介護予防の効果の目標値であります。これもどうか。

5番目は、この計画期間におけるサービス目標の推移の現状と問題点について説明を求めるものであります。これは第4期介護保険事業計画策定に当たって、重要な役割を果たすものとなりますので、明確にしていきたいと思います。

次は、特養ホームの待機者が急増している問題について、その解決策についての具体策をお聞きします。

今、全国的に特養ホームや老健への入所をめぐって、なかなか入所できずに待機している高齢者が多くいると伝えられています。私は、1月22日、千厩、川崎、室根の三つの特養ホームや支援ハウスなどを視察する機会がありました。各ホームを訪れてみて問題点として挙がったのは、どのホームにも入所を待っている、いわゆる待機者が多くいることであります。浅井管理者は、この待機者の実態については先刻ご承知のことと思いますので、その実態を明らかにし、その上に立って、今後、特養ホームの増設を行うべきと思うのでありますが、その考えがあるかどうか伺います。また、高齢者が増え、老老介護に疲れ問題行動が多いことが報道されていますが、これに対して早急に対処されるように求めるものでありますが、管理者の考えを伺います。

次は、介護で働く労働者が不足しているといわれる現状とその見通しについて伺います。

2月11日、朝日新聞の報道によると、海外からのヘルパー人材を入れなければ、将来日本の介護は人材不足になると予想されるという、それに関連する記事が載っておりました。厚生労働省は2004年、100万人程度だった介護職員が2008年には116万人から127万人必要、2014年には138万人から156万人必要と見込んでおります。今後も必要な人材は確保できると言っているのですが、介護の現場では今でも人手が足りず悲鳴を上げているのであります。介護報酬の引き上げなど抜本的な対策なしには制度の維持はできないと話していますが、広域行政組合管内の特養ホームでも、ハローワークに求人広告を出してもなかなか応募者が少なく困っていると各施設で話されました。東京家政大学の樋口恵子名誉教授はこの新聞記事の中で、今の政府の対応では国内だけで介護人材を賄うことは絶対にできない、早急に介護職員の賃金など労働条件を引き上げるべきだと言っているのであります。管理者はこの現実立って、介護現場で働く労働者の待遇改善に最善の努力を行うべきと思いますが、その対策の具体化を求めるものであります。

次は、福祉施設に燃料支援を行う必要があると思いますが、管理者の考えをお聞きします。

特養ホームを回ってみての実感は、原油の高騰で大変苦労していることであります。灯油代は通常の倍近くかかっていること、生活支援ハウスなどでは暖房料1人、月1万2,000円負担していると言われます。ところが、灯油代節減のため、風呂には週2回しか入っていないという話

もありました。高齢者が、この寒い夜に風呂に入る回数を減らしていることについて、管理者はどう思ってお聞きしたいと思います。具体的に福祉施設に対する支援を早急に行うことを求めるものであります。

以上でこの場での質問といたします。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質疑に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

第3期介護保険事業計画の進捗状況についてであります。介護保険給付費は第3期介護保険事業計画期間中の計画値に対し実績は96.1%と見込まれるところであります。今後も高齢化率の上昇と後期高齢者数の増加により、保険給付費が増加すると見込まれます。

次に、特別養護老人ホームの待機者についてであります。給付と負担の均衡を図りながら、介護サービスの有効な活用を基本に、介護関係者の連携により、より効果的な給付を行ってきたところであり、待機者の解消を図るための施設の指定につきましても、第4期介護保険事業計画の主要な課題であると認識しております。

次に、介護で働く労働者の現状とその見通し、待遇改善の必要性についてであります。介護に従事する方々の確保は全国的な課題となっており、厚生労働省内で現在検討されており、推移を見守っておりますが、人材の確保と労働条件の充実を期待しているところであります。

次に、福祉施設への燃料支援についてであります。介護を行う事業所の形態は社会福祉法人、特定非営利法人、有限会社及び株式会社と多様でありますことから、法人に対して一律の支援は介護保険制度になじまないと考えられ、現行の低所得者対策であります特定入所者介護サービス費で措置されるべきものと考えております。

なお、具体につきましては、事務局長から答弁をいたささせていただきますのでご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私から、第3期介護保険事業計画の目標値と実績、それから課題につきましてお答えを申し上げます。

まず、人口の推計でございますが、平成18年度における総人口の計画値にありましては14万5,564人、実績が14万2,920人となってございまして、計画値の98.2%となったところでございます。平成19年度の推計値でございますが、14万4,915人でありましたが、平成19年の12月末の実績にありましては14万2,413人となってございまして、計画値の98.3%となったところでございます。総人口は両年度ともに計画値より減少の傾向となっております。

次に、高齢化率にありましては、平成18年度における計画値が28.1%、実績が28.8%、平成19年度にありましては計画値が28.2%、実績が28.9%でございまして、両年度ともに計画値を上回っておる状況となっております。

次に、被保険者の推移でございますが、1号及び2号合算で申し上げますと、平成18年度の計画値にありましては8万9,922人、実績が8万9,110人となってございまして、計画値の99.1%となったところでございます。平成19年度の計画値にありましては8万9,801人に対しまして実績が8万9,026人、計画値に対しまして99.1%となっております。両年度ともに計画値より減少傾向にありますが、これは第2号被保険者の減少が大きく影響しているものと認識をいたしておるところでございます。

次に、要介護、要支援者数でございますが、平成18年度の計画値は7,024人、実績にありまし

ては7,006人、計画値の99.7%となったところでございます。

次に、平成19年度の計画値は7,064人、実績が6,963人、計画値の98.6%となっております。いずれも計画値より減少の傾向であり、平成18年度からの介護予防給付の開始が影響しているものでございます。一方、要介護1から5までの実績は、それぞれの計画値より増加傾向を示してございまして、介護度の重度化が進んでおるところでございます。

次に、介護保険サービスの確保についてでございますが、計画値はグループホーム4床及び1施設、小規模多機能型居宅介護施設5施設、特別養護老人ホーム20床の増床であります。実績にありましてはグループホーム、特別養護老人ホームは計画どおりとなっております。小規模多機能型居宅介護施設2施設の指定を残すのみとなっております。

次に、保険事業の課題でございますが、構成市町村へ委託して実施しております介護予防事業の周知、それから地域包括支援センター、介護保険施設のあり方につきましては、被保険者のご意見をいただきながら、望まれる施設となりますよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、特別養護老人ホームの待機者問題の解決策、それから施設増設の方針及び待機者の実態についてお答え申し上げます。

特別養護老人ホームの待機者数につきましては、在宅及び入院しながら待機されている方が平成19年9月の調査においては424人でございます。3月末時点においては374人ございましたので、50人の増加となっておりますところでございます。介護保険制度の根幹は、老化による身体機能の変化に対応し、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供することによりまして、短期入所生活介護サービスや小規模多機能型居宅介護施設等の効果的な活用と施設の計画的な指定、整備によりまして、高齢者の尊厳ある日常の確保に努めてまいらなければならないと考えておるところでございます。

次に、介護で働く労働者の不足と待遇改善の必要性についてでございますが、介護保険運営協議会の席上で、一度ならずとも話題となっておりますところでございます。施設における入所者の介護度が重度化しているにもかかわらず、介護業務が評価されていないのではないかと、また、事業者者に課せられております書類の作成や事務手続きが繁雑すぎるのではないかとといった内容でございます。これらの件につきましては、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会ワーキングチームで、質の高い介護サービスを安定的に提供するためには、必要な労働力を安定的に確保し定着、育成を図ることが必要であるという視点から検討されており、その方向としては、介護労働者のキャリアアップのあり方を前提に考えるべきであるとの内容となっております。組合といったしましては、介護業務に対する正当な評価が介護報酬として反映されるような仕組みが必要であるとされており、今後の議論を注視いたしておるところでございます。

次に、福祉施設への燃料支援でございますが、現在、当管内の被保険者が入所しております施設は、管内の特別養護老人ホーム13施設、管外23施設、管内の介護老人福祉施設8施設、管外が1施設、管内の介護療養型病床群2施設の合計47の施設となっておりますところでございます。これらの施設にありましては、介護保険事業のほか自主事業を行っている事業所もあると推察されるところでございます。管内、管外の設置の状況から施設に対する支援にありましては、一組合としての支援では限界があるところとなっております。また、制度上、光熱水費などの居住費につきましては、入居者の負担となっておりますが、低所得の入居者につきましては一定の基準まで負担限度額を設定され、その差額分につきましては特定入所者介護サービス費として支給さ

れておるところでございます。特定入所者介護サービス費につきましては、介護保険施設等における平均的な費用を基準として算出されておりますことから、平成20年度、介護給付費分科会において検討されるものと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 再質問を行います。

先ほどの管理者の答弁の中で、待機者については第4期計画の主要な柱になるだろうという答弁がありました。当然のこととは思いますが、そこで、この第4期計画の課題ということについて、待機者の問題だけではなくて、先ほど質問したように、今の事務局長の答弁では、施設に対しての燃料支援はできないと言いますが、実際に各市町村がつくった施設が民間の法人に移行したというようなこともあって、実際は施設そのものに対する責任も、私はあると思うんです。入居者に対しての支援だということになりますと、さっき答弁あったように、いわゆる一定の低所得層にしかいかないということになってしまいますから、そうすると、その低所得者を除いた人数というのは限られるわけで、そうすると支援そのものが本当に少ないものにしかならないと私は思うんですね。ですから、そこで、やっぱり考えるのは、施設そのもので困っているということなので、そこに手厚く支援をするべきではないのかというふうに私は思うわけですが、その辺、もう一度お願いしたいということと、もう一つ、人材確保の問題、労働者の人材確保の問題で、ハローワークに行って募集をしてもなかなか応募者がないと、これは全国的な傾向だというふうに言われますが、その待遇改善が国の基準そのものだけで動くのか、保険者である管理者がどういいう待遇改善をしたらいいのか、という独自の発想はそこに出てこないものかどうかですね、その辺を再度お聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） まず、施設に対します燃料費等の関係につきまして申し上げますが、議員さんお話しのとおり、社会弱者と言われる方々に対する取り組みとしては望ましい姿と思っておりますところでございますが、この燃料費の高騰につきましては社会全体が影響を受けたような状況となっております。申し上げます、この福祉施設のみならず、農業者でありますとか商工業、または福祉タクシー事業者でありますとか公共機関に対する交通バスの関係とか、さまざま関連しているものがあるわけでございます。当組合にありましては、事務そのものは介護保険事務でございますので、そういう視点から申し上げます、先ほど申し上げましたとおり望ましい姿ではあるということではございますが、いずれ、全体的な施策として考えるべきであろうというような認識に思っております。

それから、次に、人材の確保対策でございますが、いずれ、申し上げましたとおり、全国的な状況になっておるといような状況を把握してございます。国の方でも、今国会に提案されるかどうか、お話の中にはあるんでございますが、介護労働者の人材の確保に関する特別措置法といような法案をつくりまして、提案するやに聞いておるところでございます。また、議員さんの、政党にありまして3万円の賃上げをするといような状況のお話も伺っております。いずれ、望ましい人材の確保を図れるような法案整備を、早急に整備していただければといような形で私の方は考えておるところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） そこで、もう一つ気になるのは、後期高齢者医療制度の保険制度が実施になって、自宅介護を受けている方々等は三重の負担になっているんですね。介護保険、それから高

齢者医療制度の負担、それから、介護を受ける方は1割の介護負担もそこに出てきますよね。そうすると、非常に大変な負担になるということが考えられますが、本当にこのままで、介護を受ける回数を減らすとか何かしないと、とても年金ではもたないという声がいっぱいあるんですが、こういう方々に対して、やっぱり支援策を講じるべきだというふうに思うんですが、最後にこのことをお聞きしたいこととあります。

それから、さっきも言いましたが、人材不足に対する待遇改善は国の基準がなければできないものか、管理者の裁量で、やっぱりもう少し介護に応募する人が増えるような待遇改善をしてハローワークに求人をするというような、そのことは考えられないのかどうかですね、そのことを再度お聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 前後いたしますが、まず人材確保関係につきまして申し上げますが、いずれ国の基準でなければだめなのかというようなお話でございますが、基本的には介護報酬の中での措置が望ましい姿であろうというようなことで認識はいたしてございます。先ほど申し上げましたとおり、介護労働者の特別措置法案の中でも、介護保険料の中で措置すべきだというような方向での案と伺ってございます。また、独自施策で展開するとなりますと、それぞれの構成団体の方から一般財源等の持ち出しをお願いいたしまして、負担金というような形となってございますので、構成団体の財政状況等を勘案いたしますと、なかなか難しいものではないのかというように考えておるところでございます。

次に、自宅介護にかかります、いずれ、経費が増大しているということでございますが、今議会に提案をいたしておりますとおり、介護保険料の軽減策を、従来であれば平成18、19年の2カ年で措置するところを平成20年度でも軽減したいということで、保険料の軽減策を今回提案申し上げているところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質疑を終わります。

次に、大野恒君の質疑を許します。

3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 一関市議会、日本共産党の大野恒でございます。

通告のとおり質問いたします。管理者におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

今、地球温暖化が急速に進み、未来を見つめ持続可能な環境を確保し、それを後世に伝えるために、住みよい地域環境をつくっていかねばならないとき、清潔で安全・安心のまちづくりのため、一関地区広域行政組合の大きな柱の一つである環境、衛生事業に携わっているすべての皆さんに敬意と感謝を申し上げつつ質問いたします。

ごみ収集運搬業務委託費は適正かについて伺います。

一関地区広域行政組合の業務は適切かつ公正に行われ、住民に信頼されるものでなければなりません。私は、この組合議員になって日が浅いので、組合事業全般に精通していませんが、本議会に提案されている平成20年度予算案や平成19年度予算書などを見比べますと、ごみ収集運搬業務委託費が一関清掃センター内と大東清掃センター内の委託費に大きな開きがあるように見取りました。収集運搬料は、平成18年度で一関清掃センターが3,009トン、大東清掃センターは1,157トンでその割合は70対26となっております。一方、収集運搬業務委託費は一関清掃センター内が1億6,900万円、大東清掃センターは1億9,000万円です。6対4となっており、一関のセンター内委託費が低くなっているようです。なぜ差があるのでしょうか、委託費単価に違

いがあるのでしょうか。あるとすればその理由は何なのかを説明願います。

また、平成20年度予算では、平成19年度予算比較で一関清掃センターが0.36%増に対して大東清掃センターは5.7%増でさらに差が開くと思いますが、それぞれ引き上げとなる根拠はどのようなものか伺います。ごみ収集運搬業務委託事業者は、委託費が数年据え置き状態の中で、燃料費の高騰など経費がかさみ、人件費の確保がままならぬ状態に陥っていると聞いております。これは一関清掃センターだけではなく大東清掃センターも同じだと思われまます。ですから、私は、大東清掃センターの単価が高いのはけしからんとか引き下げよと言いたいのではございません。収集運搬業務委託事業者が人件費の引き上げや燃料代の確保など、正当な経費が取れるような正当な額に引き上げるべきと思うのですが、どうでしょうか、伺います。

以上、この場からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 大野恒君の質疑に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 大野恒議員のご質問にお答えをいたします。

ごみ収集運搬につきましては、現在、当組合が委託を行っておりますが、以前は一関市、平泉町及び東磐環境組合においてそれぞれが委託しておりましたので、委託料につきましても違いがありました。組合統合以来、ごみの分別や処理方法、その他すべての事務事業全般についてこれまで検討しながら見直しを図ってきたところであります。ごみ収集運搬委託料につきましても同様に見直しを図ってまいりましたが、今後におきましても業務の遂行に必要な適正な額で委託してまいりたいと考えております。なお具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私の方から、ごみ収集委託業務についてお答え申し上げます。

平成17年度までは、ごみ収集運搬委託にありましては旧一関市、旧花泉町、平泉町及び旧東磐環境組合の4団体が委託者となりまして、それぞれ契約をしていた経過があったことから、平成18年度の当組合の設立当初には委託料の積算に若干の差異があったところでございますが、業務を継続して実施していただくためには、従来の契約額をベースに契約をいたしたところでございます。組合発足以来、スケールメリットを生かしながら事務事業の調整を図ってきたところでございますが、この委託料単価につきましても、平成19年度に積算を見直したところでございます。

委託料の算定にあたりましては、使用する車両、運搬する廃棄物、運行距離など委託業務の内容に違いがありますことから、ゼロベースから運行コース、または地域別に経費を積み上げまして積算し直したところでございます。燃料の高騰分につきましても、平成18年度にありましては変更契約を行っているところでございます。また、平成20年度当初予算においても積算に含めておるところでございます。平成19年度以降の委託料につきましても、組合管内において同じ考え方の積算を行っておりますことから、旧団体ごとの差異は解消されており、今後の人件費や物件費の動向を注視しながら算定を行ってまいり考えでございます。

なお、平成20年度の大東清掃センターの管内の委託費の伸びが高くなってございますが、大東清掃センター小規模ストックヤードが本年9月に完成を予定していることから、その他プラスチックの回収試行を行うため、延べ60台分の委託料を見たものでございます。契約にあたりましては廃棄物処理法に基づいて行うこととなり、法令に基づく委託基準より受託者が業務遂行に必要な施設、人員及び知識、能力、財政的な基盤を有していること、適正な委託料を払うことなど

が条件とされておるところでございます。従いまして、組合といたしましては、入札への切りかえ、それから業務の一括発注などは行いませんで、受託者が業務を適切に遂行していただける場合にありましては、引き続き随意契約といたしておるところでございます。今後におきましても、適正な委託料により契約をしまいたいと考えておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 本年度の予算の伸びについては、今の説明で了解いたしました。

積算の根拠となるというか、項目ですね、何項目かあると思うんですが、その根拠となる項目をお知らせいただきたいと思えます。

それから、原油値上がりについてですね、平成18年度で見たというお話ですけども、急激な値上がりはそのあとにさらに来たわけですね。ですから、平成19年度以降も、つまり本予算でもですね、大きく見る必要があるのではないかなというように思うわけでありませう。

それから、予算質疑の中で聞こうと思いましたが先に出てきましたので、ちょっとかみ合うようにそのところを質問したいんですけども、契約の方法ですね、今、見積もりということでしたけれども、なぜ見積もり契約でいくのかという根拠が私には伝わってこないんですが、その点もお聞かせいただければと思えます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） まず、積算の算定に係ります、一つ、どういうものを算定の基準にしているかというお話でございますが、壇上で申し上げましたとおり、車両の耐用年数の関係でありますとか、運搬する廃棄物のトン数、それから運行いたします、各収集所を回るわけでございますので、その運行する距離などを勘案しながら算定をするものでございます。

それから燃料費、平成19年度の上がり幅が大きいので平成19年度も見ざるべきではないかということでございますが、平成19年度の予算の中にもある程度は反映させてございます。ただし、今回みたいな形で急激な、1週間単位で値上がりするというような想定はしてございませうでしたので、ある程度は受託業者の方で自助努力も必要ではなからうかと思えますが、今後にありましては、先ほど申し上げましたとおり、平成20年度にも反映させてございますので、それらを勘案しながら業者とも協議しながら、いろいろ契約のあり方については協議をしまいたいと思っております。

それから、随意契約であるというようなお話でございますが、収集業務そのものは許認可業務でございまして、なかなか参入される業者さんも、車の整備するとか車を備えるとか人員の確保等の問題がございまして、収集業者によりましては現在の収集業者をお願いするという形を取らざるを得ないような状況でございますので、今後ともに適正な単価を算定いたしまして委託業務をお願いしたいと考えておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 浅井管理者にお聞きしたいのですが、相当な金額の契約高になっているわけです。これを公共事業の中において、いつまでもといったら語弊がありますが、随契とか見積もりで続けていいのかという問題があるかと思えます。先ほど、私は、住民にも信頼されるという必要性を挙げましたけれども、果たしてこれでいいのかどうかという管理者としての考えをお聞きしたいと思えます。

それから、原油高騰による、急激に上がった平成20年によりさらに反映させるべきであろうと、積算にですね。そうすると1台あたりといいますが、単価が引き上がって当然だと思えますが、

そういう面が今度の予算提案には反映されていないのではないかなど。急激に上がっているということは事務局長さんもお認めのとおりでございますし、事実としてはそうなっておりますが、もっと適正な上げ幅を持たないと業者は悲鳴上げるのではないかなどというように思うのですが、いかがでしょうか。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 委託関係のあり方の契約の関係もお話にございました。当組合で所管いたします、収集所そのものは構成団体で設定しているわけでございますが、全体で見ますと1,500カ所ほどございます。正確な数字は手持ちの資料にございませんが、1,500カ所ほどの収集所がございます。それらを業者で分担いただきまして収集をしているわけございまして、なかなか業者の方も大変な作業となっております状況でございます。いずれ、現在の形で業者さんのご協力を得ながら、その収集箇所の対応をしてみたいと思っております。

それから、燃料費の高騰の関係でございますが、いずれ大東清掃センターと一関清掃センターの若干の違いがございますが、平成19年度から比べますと、単価的な見込みといたしましては、予算上は、例えば一関清掃センターでいえば300円ほどの値上がりを見込んでございまして、大東清掃センターにありまして250円ほどの、平均的な単価でございますが、そのような単価で見込んでおるところでございます。

その意味からいえば、平成20年度にありましては、それなりの現在の燃料費の単価の高騰分については反映をいたしておるものと認識をいたしております。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 私からは、いつまでも随契でいいのかといったようなご質問だったと思いますが、これは非常に、議員ご承知のとおり、なかなかその人員の問題、ある程度考えなくてははいけません。どうしても仕事が、それのみにしか、あと車両等も使えない車両といったようないろいろの制約があるわけでありまして、したがって、なかなか難しい問題ではあります。そこで、契約がもしできなかったとすれば今度は人員はどうするかという、どのように振り分けるか、そこでやめていただくとか何とかと、これ非常に柔軟性がないといえますか、そういう業態であろうかと思えます。そんなことも考慮してのこういうことになっているということですが、このままずっと続けて、これ永久ということでもないでしょうけれども、そういう点の問題点があるということも、ひとつご認識をいただきたいと、このように思います。

議長（菅原啓祐君） 大野恒君の質疑を終わります。

次に、神崎浩之君の質疑を許します。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 一関市議会、一関選挙区選出、神崎浩之です。

施政方針に対し介護保険1点、ごみ処理1点、住民課題を質問してまいります。

まず初めに、介護保険からですが、住民ニーズを解決するための第4期介護保険事業計画の作成をすべきであるが、どう考えているかということであります。

高齢者介護の実態として、老人ホームに入りたいがいっぱい入れない、そういう問題は管理者をはじめ議員各位も承知のことと思われまます。要介護者といっても介護の状態から1から5のレベルがありまして、5の方が寝たきりで全介助が必要、重い方々となっております。老人ホームに入れない、そういう中でももう少し突っ込んでこの問題を調べてみますと、ケアマネージャー、それから施設の職員に聞いてみますと、特に介護度の低い方、いわゆる介護1、2、3とい

う軽めの方々がほとんど老人ホームには入れないという実態であります。介護4、5の重度の方々はすぐには入れないながらも、だんだんと順番で入所できるが、軽い方は順番が来ても入れないという状態であります。老人施設といいますが、介護老人保健施設はそういうことはないわけなんです。指定介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームはそういう実態があります。そこで、当局では、介護度が軽い方は入所する必要はないと考えているのでしょうか、認識についてお伺いいたします。介護度が1、2、3の軽い方でも、自宅では生活できない要介護者がいるというふうに思っております。こういう問題について、管理者は理解されているのでしょうか、お聞きしたいと思います。ということで、介護度の軽い方の入所施設について、どういふふうにご検討されているのかお尋ねをいたします。

第3期計画では、地域密着型の育成ということで施政方針にもありましたが、小規模多機能施設が制度上設計されておりましたが、この問題と絡めてお聞きするわけでございますが、この施設の形態のこの運営に課題はないのでしょうか。軽い方が入れないというこの問題を解決する施設として、特定施設入所者介護というメニューがありますが、第3期計画では当地方ではほとんど計画されていなかったわけでございますが、第4期計画ではどういふふうにご検討されているのでしょうか。

次に、医療保険の療養型の入院、それから介護保険の療養型の入所施設がここ数年には廃止されるという計画でございます。そうなったら、ますます要介護者は入所できなくなる。第4期計画ではこの受け皿をどう考えているのかお尋ねをいたします。第4期計画では入所施設のベッド数をどのくらい増やすのであるか、また、後期高齢者医療が始まり、今までと変わって介護保険料と同じく今度は医療保険料も年金天引きとなります。高齢者が実際受け取る年金の、手元に受け取る現金がますます少なくなってまいります。第4期計画では、この介護保険料はこれ以上高くなるのかお聞きしたいと思います。

こういう質問をいたしますと、これは国の制度だから市町村はどうしようもないという答弁があったりするわけでございますが、ではそれを是正するために行政は、こういう地域の実態の不具合を県や国にどう伝えているのかについてお聞きいたします。

次に、一関清掃センターのごみ処理施設の改築とごみの有料化についてお聞きいたします。

ごみ処理施設の改築は、一関市にとっても平泉町、藤沢町にあっても大きな課題と思われま。そこで、この一関清掃センターごみ処理施設の稼働年数、耐用年数はどうなっているのか、また、ダイオキシン等の問題はないのでしょうか。また、全国でも、また、県内では北上市でも実施予定でありますごみの有料化について、どうお考えをお持ちなのか、この際お聞きし、この場からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質疑に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 神崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第4期介護保険事業計画の作成についてであります。計画は国から示される指針に基づき、平成21年度から平成23年度までを実施年度として策定いたします。アンケートによる調査、各種団体との懇談や住民説明会などを通じて意見をいただき、その意見を反映しつつ計画素案を介護保険運営協議会に諮問し、答申をいただき策定することとなります。高齢化社会が進行する中、信頼される社会保障制度として、簡素で効果的な介護保険事業の運営を目指してまいりたいと考えております。

保健事業の地域における課題や制度の充実につきましては、これまでも市長会等を通じ、円滑な運営を図るための措置を講じるよう国に要望してきたところでありまして、今後も自治体の実態に配慮した措置を要請してまいります。

なお、介護施設の運営、医療の療養型の受け皿、介護保険料、一関清掃センターの改築とごみ有料化については事務局長から答弁をいたさせますのでご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 私からは、まず介護度の軽い方の入所施設の考え方について答弁を申し上げます。

介護老人福祉施設等につきましては、介護度が重度の方々の入所が進んでおるところでございます。介護度が軽度で認知症の方々であれば、認知症共同生活介護施設に入居することになりますが、認知症以外の方々につきましては、機能障害や傷病障害の進み具合によりまして、施設への入所を希望される方々もあるということでございます。そのような場合にありましては、訪問介護や通所介護、短期入所生活介護等、居宅サービス等の連携によりまして、日常生活を維持することも必要であろうと考えておるところでございます。

次に、小規模多機能型施設の運営についてでございますが、平成18年度から新たな介護サービスとして小規模多機能型居宅介護施設が制度化され、管内では3施設を指定したところでございます。この施設は、住み慣れた自宅や地域での生活を継続させることを目的の一つとしてございまして、利用者の希望を踏まえて、通い、訪問、宿泊のサービスが提供されるものでございます。介護が必要になっても、これまでの日常的な人間関係が介護予防に資するという考え方がサービスの基本となっております。設置場所にありましては、人とのふれあいが得られる住宅の密集地が想定をされているところでございます。これらのことから、小規模多機能型居宅介護施設に登録すると、他の訪問介護サービスや通所介護サービスを受けることができないなどの制約があり、地域密着型の介護施設にあっては利用者職員がなじみの関係を築くことで、これまでの生活を維持しようとするものでございます。

次に、特定施設入居者生活介護をどう考えているのかということでございますが、有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等でございますが、特定施設の指定を受けることによりまして、その施設から介護サービスの提供を受けることができるものでございます。平成18年の4月からその施設が拡大され、高齢者専用賃貸住宅なども特定指定を受けることができるようになったところでございます。また、これまでは特定施設の職員から介護サービスが提供されておったところでございますが、外部のサービスを利用する形態も認められることとなったところでございます。混合型の特定施設の入居者の生活介護にありましては、要介護認定者と一般の高齢者が利用することもできることから、今後、高齢者の多様な生活形態の広がりを予想いたしまして、その形態に介護サービスを合わせようとしたもので、個々人の生活に趣を置いた介護サービスになるのではないかと考えられるところでございます。この特定施設入居者生活介護におきましては、介護度が軽度の方々も、特に制限はございませんで利用できるものでございますが、第4期計画におきましては慎重に検討しなければならないものと考えてございます。

次に、医療の利用型の受け皿についてでございますが、平成18年6月に医療制度改革関連法案が衆参両院の可決を経まして成立、公布されたところでございます。これによりまして療養病床につきましては、医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定いたしまして医療保険で対応する。それから、医療の必要性の低い患者につきましては、病院ではなく在宅、居宅系サービス、

または、介護老人保健施設等で対応することとされたものでございます。これらの流れを受けまして、岩手県では地域ケア整備構想の策定を進めてございまして、一つ目といたしましては、地域ケア体制整備の方針、二つ目といたしましては各サービスの利用見込み、三つ目としては療養病床の転換について検討されまして、本年1月末に一関保健所長より両磐圏域地域ケア体制整備構想が示されたところでございます。それによりますと、医療療養病床につきましては平成19年度99床、これが平成23年度では109床、10床の増加でございます。それから、介護療養病床につきましては平成19年度は19床、23年度で0床ということで19床の減少となる内容でございます。介護療養病床19床の減少のうち10床につきましては医療療養病床への転換、それから残り9床につきましては、転換意向はありますけれども、転換先が未確定というものでございます。この地域ケア計画の推進は、岩手県が中心となり実施されるものでございますので、転換先未確定の9床につきましては、岩手県と連携の上、第4期事業計画の策定作業の中で検討しなければならないものと考えてございます。

次に、入所施設のベッド数、それから介護保険料につきましてお答えを申し上げます。

ベッド数の増床につきましては、第4期事業計画の策定作業の中におきまして、第3期事業計画を集約して、平成21年度から23年度までの両磐地域における介護のあるべき姿を検討していくこととなりますが、その過程の中で方向を見いだしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

次に、清掃センター施設の稼働年数の関係でございますが、一関清掃センターにありましては昭和56年3月の竣工でございまして、26年が経過してございます。また、大東清掃センターにありましては平成11年の8月竣工でございまして、9年の経過となっております。施設の耐用年数につきましては、環境省の補助基準では15年とされているところでございますので、一関清掃センターの焼却施設にありましては、大規模な改修を行っておるところから、基準よりも11年ほど長くなっておるところでございます。

焼却施設の改修につきましては、岩手県ごみ処理広域化計画が作成され、胆江地区及び両磐地区でのごみ処理広域化計画が検討されてございます。計画の目標年次にありましては、平成29年度とされてございまして、現在、具体的に検討する県南地区ごみ処理広域化検討協議会の中で、実情と照らし合わせながら、その方向性を引き続き検討いたしておるところでございます。

次に、ダイオキシン等につきましては、両施設とも国の基準をクリアしてございまして、今後とも基準を遵守してまいりたいと考えてございます。また、ごみの有料化につきましては、全国的に有料化とする自治体が増加してございまして、岩手県内においては、平成18年10月に県の研究会が発足いたしまして、循環型社会形成推進事業によるごみの減量化、将来に向けての廃棄物行政のあり方につきまして、有料化について研究をいたしておるところでございます。この研究会の意見等を参考としながら、当組合といたしましては課題として研究をさせていただきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 介護度の軽い方の入所についてなんです。今、阿部事務局長の、私の一番最初の質問の中で、介護度の軽い方の入所施設はどう考えているのかという答弁の中で、訪問介護や通所で対応して十分だみたいな答弁でありましたが、果たしてそうでしょうか。私は、ひとり暮らし、それから高齢者世帯などで介護1、2、3の方でも入所が必要な方がいるというふうにとらえておりますが、果たしてその方は通所訪問介護だけで在宅でやっていけるということ、

私は、信じがたいと思いますが、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

高齢化率とか、それから核家族化とか、そういう数字、住民基本台帳上の数字に表れていないひとり暮らしとか高齢者世帯というのは多いわけですね。住所上は一緒になっているけれども、実際は別居しているというような方が、どんどんどんどん増えている中で、やはり必要だと思っておりますので、その辺、確認させていただきたいと思います。

それから、地域密着型の小規模多機能施設でございますが、私は、施政方針の中に地域密着型サービスについては育成に努めてまいりますと書いてあるんですね。ということで、やはり課題があるんだなというふうに当局もとらえているから、育成に努めてまいりますというふうに出ていると思います。

2月13日に、市内の小規模多機能施設地域密着型に行ってみたんですが、ケアマネージャーが開口一番、計画を立てて、そのとおりサービスが提供できて、そして利用者も良くなっているというようなことで、究極の施設だというふうにそのケアマネージャーは言うておりました。私は、大変驚いたわけなんですけど、でも、収支は難しいのではないかなというふうに、私は想像しております。その中で、実際に地域密着型サービスの育成に努めているということですが、具体的にどのような内容で育成に努めていくのかお聞きしたいと思います。

それから、特別養護老人ホームの介護度別ですね、介護度別の数値があれば教えていただきたいと思います。

それから、次に、ごみ処理施設でございますが、耐用年数は15年のところを、もう26年たっているということで非常に心配なわけでありますが、私どもの一関市議会の会派の市民クラブで、この一関のごみ処理施設は大きな市政課題だというふうにとらえておまして、1月28日に奈良県の橿原市のごみ処理施設の改築事業について視察をしております。やはり橿原市でも、奈良県からのごみ処理の広域化に対する課題、それから景気対策、財源等について、当組合で参考すべき内容を研修してきたわけでございますが、今後、ダイオキシン対策は大丈夫だと言っておりますが、もう26年もたっている。また、大東清掃センターももう少しで、耐用年数の15年も過ぎているという中で、今後どういうふうにこの一関地域のごみ処理センターを構築していくのか、その辺の考えを教えていただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） まず、軽度の方々の、施設に入所を希望される方が多いということでございます。いずれ、そのお話しのとおりでございますが、福祉施設そのものは今あるわけでございますが、入所を希望される方が多い状態で、順番待ちというような状況になってございまして、なかなか充足までいっていないということで、先ほど壇上で申し上げましたとおり、訪問介護でありますとか通所介護、それから短期入所等を組み合わせながら、なるべく居宅サービスを利用させていただきまして、日常生活をしていただければという意味合いでお話を申し上げたところでございます。

それから、多機能型の育成をどうするのかということでございますが、管理者の施政方針で申し上げましたとおり、いろいろと参入業者があるわけございまして、第3期の計画でありましても、多機能型関係につきましてもあと2施設を計画すれば計画どおりいくというふうな状況でございますが、参入業者といたしましてもなかなか参入されないというような状況にございまして、当組合といたしましても、入所者の希望に沿うような施設整備にはまだ至っていないというふうな現状でございます。

それから、清掃関係に係ります施設の関係でございますが、一関清掃センターにありましては、基準からいえば11年ほどオーバーしておるような格好で、平成12年、13年度に大規模改修を行って施設の延命を図ったようところでございます。いずれ、今、県で計画されております広域計画、これが一つのネックとなってございまして、当方とすればその計画といたしますが、県で設置しています協議会の中で検討されておるのは、少し距離的な部分が一つの問題となってございまして、当地域からすれば、距離から判断すれば車両の運行に係る経費等が莫大なものとなっております。今後、それらの協議会の中で種々詰めながら、今後の施設の老朽化等も見ながら早期対策が必要ではないかというように認識をいたしておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 介護保険の事業計画につきましては、先ほど医療保険の改正があって、ただでさえ入所施設が減っていくと、ただでさえ自然に減っていくと、そういう中でやはり要望がありますので、入所施設の計画をお願いしたいですし、それから、先ほどお話しのとおり、特定施設入居者介護についても第4期計画の中できちっと位置づけていただきたいと思います。

それから、ごみ処理施設については、耐用年数が過ぎていって中で県の広域化計画に基づいてという話もあるんですが、これ平成29年度という話なのでまだまだあるんですが、その中で放っておいていいのかということですね。もう、実際に耐用年数が過ぎていって、その中で平成29年度が県の計画だと、それまで何もしないで手をこまねいていて済むのかどうか。ダイオキシン対策を進める上で、それに対する維持管理に金をかけながらいいのかどうかという心配があります。先ほど、大野議員の質問の中にも、ごみ処理運搬費というのものもあるわけですよ。県は胆江、両磐で1施設みたいな発想のようですが、確かに厄介者の施設が遠くにいくということはいいかもしいですけれども、運搬料がかかると。今でさえ、この予算書を見ると2億7,000万円ぐらいかかっている。これが広域化で仮に胆江の方へ行きましたら、倍では済まないようなことが推測されるわけなんです。自治体の首長として、地元のそのごみ処理施設というのは非常に大きな責任がある課題だと思います。そこで、きょうは管理者、それから副管理者に、そういう責任あるごみ処理施設の件について、今のこのやりとりの中で一関のごみ処理施設の更新の考え方について管理者、副管理者からお話をいただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 失礼申し上げます。2回目でご質問いただきました施設入所の介護度の状況のお話もございましたのでお話し申し上げますが、まず、施設系にありましては要介護1が91人、要介護2が156人、要介護3が334人、要介護4が407人、それから要介護5が541人ということで1,533人の、施設系には入所されているというような状況となっております。

計画につきましては、第4期に反映すべきだというようなお話でございます。いずれ、国の指針がまだまいてございませぬので、その国の指針等を参考としながら第4期計画に反映させてまいりたいと考えてございます。

それから、センターが平成29年あたりまでの計画であるというようなお話でございまして、まだ年数があるからというようなお話でございまして、いずれ年数はございませぬ。この建設計画をいたしますと、環境アセスとか設計とか用地等の年数を見ますと大体6年かかるわけでございまして、それらを見ますと、もうあといくらかもないということでございまして、いずれ県の計画等、それらの協議を早急に立ち上げながら、改築にするのか、その方向性を見いだしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ごみ処理施設でございますけれども、これは先に広域化のことの検討会あったわけでございます。少し時間は過ぎましたけれども、これにつきまして、私は、両磐地域は非常に広い地域でありまして、したがって、これを全部どこかに持っていくということになれば大変な運賃がかかるということで、私は反対をした経緯があります。しかしながら、その後もまだ検討を続けているようでありますので、それには、私、まだ何も連絡もありませんし、承知していないわけでありまして、何か聞くところによりますと、それを進めたいといったようなこと、今、事務局長が語ったとおりでありますけれども、私は、これにつきましては、やっぱり莫大な運賃ということをかけたならば、これは地元ということに非常に問題もいろいろあります。ありますけれども、果たしてどういうものかなと、もし適当な場所があるならばこの地域をもって、それを処理するような形が望ましいのではないかと考えております。今のところはその辺のところでございます。

議長（菅原啓祐君） 通告時間に達しましたので、神崎浩之君の質疑を終わります。

次に、石川章君の質疑を許します。

1 番、石川章君。

1 番（石川章君） 1 番席、平泉町議会選出の石川章でございます。

まず、14万2,000人の住民が日夜、安心して生活ができるために環境整備にご尽力をいただいております、一関地区広域行政組合管理者であります浅井一関市長をはじめとする役職員の皆様に対して、心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

先に通告しております3点について、浅井管理者並びに担当役職員にお尋ねいたします。

私の一般質問は、最初で最後になるかもしれませんが、14万2,000人の住民が今後も安心して暮らせる、そしてこの組合にご協力をいただけるように、わかりやすいご答弁をお願いいたしますのでございます。

それでは、ごみ処理全般の件についてお尋ねいたします。

時の流れと時代の進歩は求められながらも、恐ろしいものです。我々、幼いころは、食べ物も満足に食べられず、着るものもあり合わせのもので我慢し、勉強したくても勉強はできず、食べること、そして生きることのみ環境の中で大半の方々が育ってきたといっても過言ではないと思います。しかし、現在は、食生活も豊かになり物資も豊富の中で、少子高齢化、そして人口が減少でも、右を向いても左を向いてもごみの山、これは時代の進歩、発展が裏目に表れ、地球温暖化、地球破壊などと騒がれております。ことしの7月には、北海道サミットが開催される中で温暖化対策を議論されるとの報道がされておりますが、浅井管理者は、この温暖化対策と環境整備に組合として今後どのように取り組んでいくのかを具体的にお聞かせください。一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条、廃棄物処理手数料の現段階の成果が順調に伸びてきているようで大変結構なことだと思いますが、そこでお尋ねいたします。管理者は、平成19年度施政方針で述べておられる衛生管理事務について、事務の効率化を図るため、ごみの分別法の整合を進め、管理運営委託のあり方の検討をすることですが、進捗状況をお聞かせください。また、ごみ収集カレンダーは分別に大きな影響を及ぼすと考えられておりますが、一部では色が識別できない、小さくて見えにくいなどの声が聞かれますが、このことに対して来年度に向けて工夫した点がありましたらお聞かせください。

2点目のごみの種類について質問に入らせていただきます。

前段階で申し上げましたが、人口が減少しているにもかかわらず、ごみの量が増えています。構成市町の平成17年度の1人1日あたりのごみの排出量は、一関市は814グラム、平泉町は735グラム、藤沢町は502グラムとなっております。平均すると684グラムとなり、平均を下回るのは1町だけであり、これらを分析し今後の指導に当たるべきと思います。そこでお尋ねいたします。構成市町の分担金は、ごみ処理の場合は均等割と利用割で精算されていると思いますが、利用割で精算されているごみの種類はいかなるものかをお聞かせください。

次に、平成20年度施政方針に関連してお尋ねいたします。

人間は生きている限り、ごみと共存していかなければなりません。しかし、ごみをいかに少なくするかが人間の知恵一つと思います。浅井管理者は平成20年度の施政方針に、ごみ袋の統一を挙げられておりますが、ごみの有料化の件に関しては触れていませんが、このごみの有料化についてはどのようにお考えになっておりますかをお聞かせください。

また、全国都道府県市町村で家庭ごみを有料化にされているのは全体で何割くらいありますか。また先ほども神崎議員さんの方からご質問ありましたが、岩手県内でのごみの有料化をしている市町村がありましたら、参考までにお聞かせください。

質問の時間が制限されておりますので、壇上からの質問を終わらせていただきます。再質問は自席で行います。ご清聴誠にありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 石川章君の質疑に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 石川章議員のご質問にお答えいたします。

まず、事務の効率化を図るため、ごみの分別方法の整合性と管理運営委託のあり方についてであります。平成21年度を目途に取り進めているごみの出し方や指定袋の統一に向けて、有識者や住民の代表者で組織する廃棄物処理懇話会のご意見を伺いながら検討してまいりる考えであります。また、地球温暖化対策が人類共通の喫緊の課題とされるなど、社会情勢が大きく変化し、ごみの処理についても環境負荷の低い方法によるものが求められているところであり、ごみの減量化、再資源化は住民のご理解と協力をいただきながら推進してまいります。

なお、ごみ処理に係る具体につきましては事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私の方から、ご質問の具体についてお答えをいたします。

まず、事務の効率化を図るため、ごみの分別方法の整合性と管理運営の委託のあり方についてであります。平成19年度にごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ及び釣山、千厩斎苑の管理運営業務等をそれぞれの類似業務ごとに一括し、長期継続契約を行いまして経費節減を図るとともに、管理運営の一元化を進めているところでございます。また、ごみの収集カレンダーにつきましては、識別が難しいとのご指摘でございます。平成20年度につきましては、できるだけ見やすいものに改良したいと考えておるところでございます。

次に、構成市町の分担金及び負担金の積算基礎数値についてでございますが、組合が集積所から収集いたしました可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに、年1回実施しております粗大ごみを加算した合計重量を基礎数値として、関係市町それぞれ均等割10%、利用割90%といたしておるところでございます。

次に、ごみの有料化についての考え方でございますが、現在の指定ごみ袋は、東磐井地域では5種類、西磐井地区は1種類となっております。まず、その指定袋の統一を図ろうとするものでございます。全国の市の家庭ごみの有料化の状況を申し上げますと、指定袋の価格に上乘せする自治体が多く、平成18年度現在363市となっております。これは市段階の状況でございますが、全国802のうち45.3%が有料化を実施しているというような状況となっております。当組合のごみの有料化につきましては、平成18年10月に県の研究会が発足いたしまして、意見交換を行っておるところでございますが、当組合では今後の課題としておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 1番、石川章君。

- 1番（石川章君） ごみの有料化について、有料化した場合のことをお聞きしますが、有料化となれば住民サービスにとってはかなりマイナスになると思いますが、これによってごみが減量となるとすれば大変いいのではないかなと思います。さらに、分別がきちんとしてくればリサイクル量も多くなり、物品売払収入も増額になると思います。そこで、住民からごみの有料化のご理解とご協力をいただくには、物品売り払いの一部、そしてリサイクル用の物品による販売された分を構成市町に還元するような形によって、そこで初めて、住民が協力した成果が表れるということで、さらに組合としてもお願いができるのではないかなと、そういうふうに思われます。この物品売払代金の構成市町への還元については浅井管理者どのようにお考えになっておりますか。もし有料化にされた場合ですね、今でもかなりの金額が売上げがなされておりますが、確かにそれをさらに積み立てておいて、何かの場合に使うということもよいと思いますが、せっかくの分別を、よくしてくれよくしてくれといったその成果が住民に伝わらないとうまくない、また、さらに構成市町からご協力をいただく場合でも、一応そういった形で出せば住民もさらに分別が進むのではないかなと、そういうふうに思われます。その辺をちょっとお聞かせください。

それから、環境に関してでございますが、先ほども壇上で申し上げましたが、北海道でサミットが開かれ、その中での温暖化対策ということで、かなり全世界が神経をとがらせているということでございますので、いずれこういう問題は我々一人一人、さらに地域、市町ということで、その輪が広くなればこそ、初めて協議された結果が表れるのではないかと思いますので、その辺、もう一度組合として具体的な取り組み方をお聞かせいただければと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） ごみの有料化につきまして、減量になるのではないかなというようなことで、地域で資源化、リサイクルする分につきましては、売却代金等につきましてはそれぞれの市町村に還元すべきではないかなというふうなお話と承ったところでございますが、いずれ資源物関係にありましては、むしろ可燃、不燃よりも1トンの処理経費がかかってございます。逆に、売払代金は予算書等でお示しはいたしてございますが、例えば、資源品の1トンあたりの処理経費を申し上げますが、平均で2施設1トンあたり3万3,604円ほどというような形で、資源品といえども処理経費がむしろ可燃、不燃よりもかかっているというような状況でございます。ですから、そういう有料化といいますが、減量化につながる有料化というようなお話でございましたが、壇上で申し上げましたとおり、現在県の中で研究会を立ち上げまして、岩手県でも実施しているところはないわけでございますが、北上市が表明をいたしてございます。他の団体はまだ検討中というような段階でございますので、その県の状況を踏まえまして、これは住民生活に影響を及ぼす部分が多いものでございますので、慎重に対応してまいりたいというものでございます。

それから、売り払いの部分につきましては、いずれ各構成市町で、PTAでありますとか各団体の資源物の回収に対しまして、補助金とか助成金の形で、いろいろ、その回収物に対する資源化の報奨をいたしてございますので、そちらにつきましてはそちらで有効活用していただければなと思っておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 1番、石川章君。

1番（石川章君） 有料化につきましてはこれから検討するというところでございますので、それなりに理解しておきます。

それから、先ほどカレンダーの件も話されておりましたが、カレンダーは検討するというところでございますが、いずれ自分を含めてみんな高齢者になっているわけです。やっぱり、それなりに、自分が年取った場合に見ると、やっぱり、少なくとも皆さんに協力してもらうには、そういったことをきちんとしていただければよいかということで取り上げたわけでございますが、ぜひ、我々高齢者にもわかりやすいように、ひとつ要望申し上げて終わりたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 石川章君の質疑を終わります。

次に、尾形善美君の質疑を許します。

5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 尾形善美でございます。

施政方針等に対する質疑ということですが、今回通告いたしました内容は、なかなか施政方針の中身にはないことですので、この場で質問をするのはそぐわないのではないかなという感じもいたしますが、この問題、この案件については予算にもない、どこにもない、質問する場所がないということで、やむなくこの場で質問をさせていただきます。こうしてください、ああしてくださいというお話ではなくて、この案件については当局の方でさまざまな考慮、検討してくださいというお話を申し上げたいので、管理者の答弁でなくても結構なんです。管理者、副管理者の皆様方は、この案件でこういう問題点があるのかというご認識をいただければありがたいというふうに思います。

この質問をするに至った経緯を簡単に申し上げます。

昨年の12月、一関市議会定例会に下水道、農業集落排水、また污水处理施設等の使用料、料金改定の条例改正が提案されました。その際、当局から説明がありましたのは、公共下水道事業における費用負担ということで、この費用については、汚水に係るものは使用料で負担すべきものとするのが原則ですが、生活環境の改善と公共水域の水質保全という公共的な役割を担っていることから、一般会計から繰り入れ、不足分を出しながら利用者の負担の軽減を図っているのが現状ですと。考え方として、この公共下水の使用料が最低その構成要素として見込まなければならない経費という考え方を3点示しております。下水道施設の維持管理費、それから県に払う負担金なんです、流域下水道維持管理費負担金、処理場の負担金です。それから、管理にかかわる職員の経費、この三つは最低限、使用料として住民の皆様負担をしていただかなければならないんですよという、基本的な考え方を示しておられます。ですが、現状は、平成18年度の決算で使用料は3億7,000万円余りでしたが、これに係る維持管理費は4億7,300万円余りで維持管理費の回収率としては78.15%ですという、そういう数字を私どもに示されました。それで、その際の使用料の見直しに当たっての考え方ということで、これまた説明がありました。その中では、国が定めている基準、立方メートルあたり150円と、これよりも当時は下回っておりましたので、最低限これは上回らなければだめですと。それから先ほど申し上げました維持費、最低限維持費

は使用料で賄うと、そういう大原則を何年かにかかって達成していく。それから、県内他市との使用料との比較をしながら検討をします、最後にですね、今回の見直しは、今後3年置きを目安に、経営状態を見直した上で適正な料金設定に努めていくという公共下水に対しての説明がありました。私は、行政もだんだん懐具合が苦しくなってきた、住民に応分の負担を求めてきている、そういう時代なんだなということ認識したわけでありまして、そこで思ったことは、公共下水としてトイレから流すものと、もう一方で、簡単に申し上げれば汲み取りですね。汲み取りの、この料金はどういうふうになっているんだろうという疑問を持ったわけでありまして。それで、端的にこの疑問を市の生活環境課の方に問い合わせたところ、これは広域行政組合の方で扱っているということで12月の一関市議会では質問をしないで、今回この行政組合の議会で質問をしようということで今行っているわけでありまして。

広域行政組合の事務の中で四つある、介護保険、ごみの収集運搬処理、し尿処理に関する事務、火葬場の管理運営に関する事務、この四つの中で三つは、これは条例で介護保険料が決められ、またごみの処理手数料について決められ、また火葬場の使用料について決められているわけでありまして。しかし、し尿処理に関しては、これはどこで決められているんだろうかということでこれから質問をさせていただきます。

1番目に、廃棄物処理に対する組合の基本的な考え方は、どういうふうにお考えなのかということでありまして。私の認識を申し上げれば、一般廃棄物に関する事務、これは市町村の固有の事務であり、その業務執行は本来、みずからが行うもの、これが原則であると。市町村は、一般廃棄物の処理事務に関して包括的な責任を有しているというふうに認識をいたしておりますが、組合の考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

第2点目は上記料金といえますか、廃棄物処理料金はどのように決められているのかということでありまして。広域行政組合のあらましということで住民に配りましたこのパンフレットを見ますと、し尿汲み取りは地域、地区ごとに許可業者が汲み取り依頼を受け行います。汲み取り手数料は次のとおりとなっておりますので、業者に直接納付をしてくださいということで、例えば10リットルにつき63円という記載もございます。しかし、これは本当に行政が決められていることなのかと言いますと、どうもその辺があいまいであります。そこで、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を見てみましたところ、第23条に許可業者が行う廃棄物処理料金に対する勧告等というものがありまして、ここでは、その収集運搬または処分を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えているときは、その料金を変更すべき旨勧告することができるというだけの文言が出ております。

そこで、2番目、この料金の決定の仕組みについてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、3番目は、具体的に、そういう仕組みの中で具体的に料金が決められている事案について説明をいただきたいと思っております。

最後の4番目は、条例で決められる手数料等は、行政の中で積算をし、さまざま検討がなされ、その上で、例えば議会に示すなり住民に示すという、そういう過程を経ておりますが、このし尿、廃棄物処理料金については、どちらかという行政の外の許可業者が行う仕事であり、またそこに発生する料金でありますので、行政がどこまで真剣にその料金、あるべき料金の積算にかかわっているのかというのがなかなか見えてこないわけでありまして。先ほども申し上げましたが、このし尿処理、廃棄物の処理については本来、市町村が行うべき事業であります。そういうことから考えますと、この料金決定のあるべき姿というものが、やはり内部で、また業者との間で会議

なり何なりを経る中で一つの方向性、一つの姿が具体的に見いだされなければならないのではないかと思いますけれども、最後にあるべき姿について質問をさせていただきます。

以上、私は、この場からの質問4点ございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（菅原啓祐君） 尾形善美君の質疑に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 尾形議員のご質問にお答えをいたします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集料金については、当広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例でその金額は定めておらず、許可事業者が定める料金に対する勧告ができると、これは先ほど議員のお話のとおりでございますけれども、そういう規定をしているところでもあります。これは管内住民がいつでも等しく、し尿及び浄化槽汚泥の収集依頼ができる状況を維持していくために、許可事業者の皆様には一定のルールと制限のもとに事業を行っていただき、住民の理解を得ながら料金設定していくことが基本であるとの考えからであります。

なお、具体につきましては事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承を願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 私の方から、し尿及び浄化槽汚泥の収集料金についてお答え申し上げます。

廃棄物処理における組合の考え方ではありますが、一般家庭から排出される廃棄物については、市町村、管内の場合は当組合でございますが、責任を持って処理すべきものであると考えているところでございます。これは廃棄物処理法の基本的な考え方となっております。ただし、組合が処理できない場合にありましては、一定の要件のもとに、許可した事業者に行わせることができるとされておるところでございます。当組合管内の場合にありましては、組合が行う収集ではなく、許可事業者においてし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬をさせていただいておるところでございます。

次に、料金の決定の仕組みについてでございますが、組合が統合する以前は市町、または旧組合の条例により許可事業者の収集料金を規定していたところでございます。しかし、市町が収集を行わない場合につきましては、条例による料金の規定ができないのではないかとの見解もあり、管理者から申し上げましたとおり、勧告制といたしておるところでございます。具体につきましては、収集運搬許可事業者が収集する収集料金の改定を求めたときは、その根拠となります原価計算書を提出いただき、同時に各事業者の経営状況について、貸借対照表及び損益計算書等を提示していただいております。従いまして、改定の必要性につきましては、収集運搬に必要な原価を精査するとともに、直近の経営状況を勘案した上、総合的に判断して勧告を行っているところでございます。

料金改定の具体的な事案ということでお話があったわけでございますが、これは管内許可事業者8社が加盟いたします一関地方環境衛生協議会から本年1月17日付けで、原油価格や原材料費の高騰による料金改定の要望が提出されたところでございます。この要望に対しましては今月5日に、管理者、副管理者等によりまして協議を行ったところでございます。ご案内のとおり、原油価格等の上昇による影響は想定されつつも各社においては経営努力をされてございまして、経営状況を見ますと、総じて堅実な経営がなされてきたところでございます。今回の引き上げ要望に対する勧告につきましては、現行のとおりとさせていただいたところでございますが、今後、燃料費等の価格の推移や人件費の動向、これらに伴う各社の直近の経営状況等を見ながら決定してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、料金改定のあるべき姿とのご質問でございますが、組合といたしましては、許可事業者の事業といえども、その収集料金は、先に申し上げましたとおり、条例規定により管内ほぼ一律の料金とした経過もありますし、住民の立場からすれば公共性の強い料金でもあると考えるところでございます。従いまして、管内住民がいつでも等しく利用できる状況を維持していくために、許可事業者の皆様には勧告制のもとに事業を行っていただき、住民の理解をいただきながら料金改定をしていただくことが基本であると考えているところでございます。

なお、今後、公共下水道、農業集落排水処理、合併浄化槽の利用等の増加に伴いまして収集量が減少すると見込まれることから、許可事業者に対しましては自助努力を求めながら、住民の皆様にも一定の負担をお願いしなければならない時期が到来することも避けられないものではないかと考えるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） ありがとうございます。

決定の仕組みについては勧告制だというお話であります。具体の事案からすれば、今年、組合の方から料金改定の申請が出て、それに対する内部の意思決定がなされたというお話であります。片方は行政であり、片方は民間の業者なんでありますね。そういう中で、料金決めていかなければならないというのは、非常に難しいものをそこに含んでいるわけであります。行政だけであれば、先ほども壇上で申し上げましたとおり、一般会計なり行政にある懐から補てんをしていきながら一つの事業を継続していくということ、それが可能なんでありますけれども、やっているのは民間でありますから、本来行政がやらなければいけない仕事を民間がやっているわけですから、民間サイドとしては自助努力といっても、なかなかこれも限界があるだろうというふうに思います。

今の、具体の話をお聞きすると、業者から申請があって組合の方で審査をするといいますが、そういう形になっているようでありますから、それではあまりにもお役所的ではないかと。常に、業務の中身もそうですけれども、料金体系、コストの計算とか、いろんなし尿処理の問題で定期的に話し合う機会を持ちながら、意思疎通、意見交換を経て、いろんな問題を提起していくということが、私は必要ではないかと思っております。

今、局長が、公共下水が普及して、し尿処理、汲み取り量が減少していくと、そういうときには住民に料金の負担増をお願いすることも出てくるだろうということですが、やはりそういう将来的に負担増を求めていくのであればなおさらのこと、業者、行政が定期的な会合なり何なりを開きながら意思疎通を図り、また、その中身を住民の方にも公表していくということが、私は必要だろうと。この公共料金はあくまで業者が決めた料金ですということを言っていきますと、これは独占的な料金ではないかということで変な指摘を受ける可能性もあるわけであります。そういうことからして、私はそういう改善点、これからあるべき姿として改善点があるのではないかと申し上げますけれども、これについての所見を伺いたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 壇上で、今後の取り組みといたします考え方、基本的なものを申し上げました。いずれ、議員さんからお話のとおり、現在でも業者との定期的な協議は行ってございます。ただ、料金等につきましては、なかなかいろいろと具体の単価的なもののお話というような状況ではなくて、収集形態の問題でありますとか、そういう問題を議題としながら進めてきた経過がございます。いずれ、お話しのとおり、公共性の強い料金でもございます。業者任せにするとい

う話だけではなく、当組合にとりましても公共料金的なものでございますので、機会をとらえながら、広報誌、または組合のホームページ等を使いながら、種々住民の方々に浸透するような料金体系のあり方については、いろいろと住民の方にお知らせする機会をつくってまいりたいと思っております。

また、いずれ、収集の量につきましては、将来的には、公共下水でありますとか合併処理浄化槽の普及によりまして、減る方向が確実に見えてございます。壇上で申し上げましたとおり、近い将来とは申し上げましたが、今般いろいろと、この議会でも問題となっております燃料費等が急激な上昇をいたしておる状況でございますので、先に要望のありましたものにつきましては、平成18年度の各社の経営状況に基づきまして、いろいろと精査した結果でございますが、今後平成19年度の決算状況を見ながら、そのあたりをさらに検討させていただきたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 最後に一つだけ、平成19年度の決算というのは、もうすぐ出るのではないかと思います。そういう中で行政の年度、平成20年度途中においてもそういうこと、変更が可能なのかどうか、その点についてだけ最後にお聞きをしたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） いずれ、各社の決算にありましては、会計年度、それから暦年でなされている会社があるわけでございます。会計年度であれば3月で締められるわけでございまして、暦年であればもう12月で締まっておるような状況でございますので、その3月を締めた時点から、いずれ判断はできると思っておりますので、年度途中であってもそれらの要望がありました際には、検討を加える余地があるのではないかとこの考え方であるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 尾形善美君の質疑を終わります。

以上で施政方針に対する質疑を終わります。

午前の会議は以上といたします。

再開は午後1時といたします。休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午後1時00分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、認第1号から日程第7、認第2号まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第1号、専決処分について提案理由を申し上げます。

本案は、当組合が準用する一関市一般職の職員の給与に関する条例が一部改正されたことから、平成19年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、職員給与費等所要の補正を専決処分したものであります。

歳入歳出予算の補正額は114万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,004万5,000円としたものであります。目的別歳出は第1表のとおりで、総務費12万3,000円、衛生費101万9,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、財産収入12万3,000円、繰入金101万9,000円を見込みました。

認第2号、専決処分について提案理由を申し上げます。

本案は、当組合が準用する一関市一般職の職員の給与に関する条例が一部改正されたことから、平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、職員給与と費等所要の補正を専決処分したものであります。事業勘定の歳入歳出予算の補正額は741万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を103億7,011万1,000円としたものであります。

目的別歳出は4ページの第1表のとおりで、総務費873万9,000円を減額し、基金積立金132万5,000円を増額いたしました。財源といたしましては、上段になりますが、分担金及び負担金873万9,000円を減額し、財産収入132万5,000円を見込みました。以上、2件につきましては、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、認第1号、平成19年度一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

補正につきましては、当組合が準用する一関市一般職の職員の給与に関する条例が一部改正され、初任給を中心に若年層の給料月額を引き上げ、扶養手当を配偶者が扶養親族であるかないかにかかわらず、子、父母等の支給額が1人につき6,500円に、また勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げられたことから、当組合の一般職の職員の給与改定等に伴う人件費の補正、基金利子を財政調整基金に積み立てていたものでございます。給与改定に伴う人件費の補正について総括的に説明申し上げますと、当組合の一般職の職員の給与改定、当初予算編成後の人事異動による科目間調整等により職員給与と費等を補正したものでございます。

補正予算書の9ページをお開き願いたいと思います。

給与改定に伴う人件費であります。給与と費明細書でございます。1の総括の比較欄となりますが、職員数の増減はございません。給料につきましては228万円の増額、職員手当等は113万9,000円、共済費12万2,000円それぞれ減額となり、合計101万9,000円増額いたしましたものでございます。このうち、給与改定、制度改正に伴う額は10ページの方になりますが、明細書となっております。給料3万2,000円、職員手当等119万2,000円、共済費16万円、合計138万4,000円の増額でございます。また、その他の増減分となっておりますが、人事異動による科目間調整等に伴う額にありましては、給料224万8,000円の増額、職員手当等233万1,000円、共済費28万2,000円それぞれ減額、合計36万5,000円の減額となっております。

戻りまして、7ページの方になりますが、2款1項1目総務管理費の積立金につきましては、基金利子分を財政調整基金に積み立てするため補正したもので、財政調整基金の年度末見込み額は7,333万1,000円程の見込みとなっております。また、人件費の補正によりまして不足する額101万9,000円は、財政調整基金からの繰入金を見込んだものでございます。

次に、認第2号、平成19年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

介護保険特別会計にありましても、一般会計同様、一般職の職員の給与改定に伴う人件費の補正、介護給付費準備基金への基金利子の積み立て、市町に委託しております任意事業を追加するため、補正をいたしたものでございます。

19ページの方をお開き願いたいと思います。

給与と費明細書、1の総括の比較欄となりますが、職員数の増減はございません。給料につきましては397万6,000円、職員手当等は766万2,000円、共済費が155万1,000円それぞれ減額し、合計1,318万9,000円を減額したものでございます。このうち、給与と費改定、制度改定に伴う額にありましては20ページの増減明細書となります。給料5万6,000円、職員手当等49万3,000円、共済費

10万1,000円、合計65万円の増額となったところでございます。また、人事異動による科目間調整に伴う額にありましては、給料403万2,000円、職員手当等815万5,000円、共済費165万2,000円、合計いたしますと1,383万9,000円の減額となっております。

戻りまして、17ページの方になります。

1款1項1目総務管理費の職員給与費873万9,000円の減額にありましては、同額を16ページの歳入の2款1項1目構成市町分担金を減額したものでございます。17ページ、歳出になりますが、4款1項1目の基金積立金にありましては、基金利子を介護給付費準備基金に積み立てするため補正をいたしたものでございまして、準備基金の年度末見込み額にありましては7億1,252万2,000円ほどの見込みとなっております。5款2項1目交付金事業費にありましては、職員給与費減額の同額445万円を、構成市町へ委託しております任意事業の増額が見込まれますことから、事業費に振りかえをいたしまして追加補正をいたしたものでございます。

事業内容といたしましては、在宅寝たきり高齢者等の介護手当支給、それから訪問給食サービス、介護用品支給、介護者リフレッシュ等の事業となっております。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

認第1号、認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、以上2件は、承認することに決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 日程第8、議案第1号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第1号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(菅原啓祐君) 日程第9、議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第2号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険料の軽減措置を平成18年、平成19年の2カ年限りで実施することとしていたものを、平成20年度まで延長するため、所要の改正をしようとするものであります。なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長(菅原啓祐君) 阿部事務局長。

事務局長(阿部睦君) それでは、議案第2号について補足説明を申し上げます。

本案は、介護保険料の軽減措置を延長するため、介護保険条例の一部を改正しようとするものでございます。介護保険料にありましては、平成16年、17年の公的年金等控除の縮小、高齢者非課税限度額の廃止など税制改正等によりまして、収入が変わらなくても保険料が上昇する場合があったことから、税制改正の影響等により保険料が急激に上昇することのないよう、平成18年度、平成19年度の2カ年度、軽減措置を行ってきたところでございますが、引き続き平成20年度においても、平成19年度と同様の軽減措置を図るべく条例改正をしようとするものでございます。

議案の7ページの参考資料をお開き願いたいと思います。

この資料にありましては、第3期計画期間における保険料率の表となっておるところでございます。第1段階から第3段階の方、また第6段階の方にありましては、平成18年度から20年度までは同額でございます。軽減措置にありましては、第4段階と第5段階の方々に適用するものでございまして、太枠でお示しをいたしておるものでございます。

まず、第4段階の適用関係の欄、附則第6条及び附則別表の規定の場合、第5条第1号に該当するものとなっておりますが、これは第1段階の方が第4段階となった場合の保険料率を表してございます。平成18年度2万7,700円、平成19年度3万4,800円、平成20年度は標準保険料率の4万2,000円といたしておりましたが、軽減措置を延長いたしまして、平成20年度の保険料率を平成19年度と同額としようとするものでございます。以下、第5条2号にありましては、第2段階の方が第4段階となった場合でございます。第5条第3号にありましては、第3段階の方が第4段階になった場合の保険料率となっております。第5段階にありましても同様、第1段階から第4段階の方が第5段階となった場合の平成20年度の保険料率を、平成19年度と同額としようとするものでございます。

恐縮ですが、1ページの議案の方にお戻りをいただきたいと思います。

改正条文にありましては、附則第6条3において、平成20年度まで軽減措置を延長するため条文化いたしましたものでございます。それから、2ページにありましては平成18年度、3ページにありましては平成19年度、4ページにありましては平成20年度の保険料率を別表として定めようとするものでございます。また、5ページは附則として条例の施行日を平成20年4月1日からとするものでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。
これより採決を行います。
議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第10、議案第3号から、日程第11、議案第4号まで、以上2件を一括議題といたします。
議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。
坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第3号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を27億6,463万7,000円と定めようとするものであります。

目的別歳出は第1表のとおりで、議会費130万1,000円、総務費3,572万1,000円、衛生費17億9,653万7,000円、公債費9億2,807万8,000円、予備費300万円といたしました。これを賄う財源といたしましては、分担金及び負担金23億8,272万6,000円、使用料及び手数料2億4,632万3,000円、国庫支出金1,723万4,000円、財産収入6,902万8,000円、寄附金1,000円、繰入金1,671万円、繰越金1,000円、諸収入141万4,000円、組合債3,120万円を見込みました。

第2表、地方債につきましては、廃棄物処理施設整備事業について限度額等を定めようとするものであります。また、一時借入金の最高額は1億円といたしました。

議案第4号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を102億4,302万6,000円、またサービス勘定につきましては6,545万4,000円と定めようとするものであります。

まず、事業勘定について申し上げます。

事業勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、総務費2億4,744万4,000円、保険給付費96億

7,799万2,000円、財政安定化基金拠出金979万7,000円、基金積立金428万2,000円、地域支援事業費2億9,821万円、公債費130万円、諸支出金300万1,000円、予備費100万円といたしました。これを賄う財源といたしましては、保険料16億5,783万3,000円、分担金及び負担金15億750万3,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金24億1,979万5,000円、支払基金交付金30億4,815万7,000円、県支出金15億1,531万円、財産収入428万3,000円、繰入金8,976万1,000円、繰越金1,000円、諸収入18万3,000円を見込みました。

サービス勘定の目的別歳出は、サービス事業費6,445万3,000円、諸支出金1,000円、予備費100万円といたしました。これを賄う財源といたしましては、サービス収入6,532万4,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入12万8,000円を見込みました。また、一時借入金の最高額は8億円といたしました。

以上、2件につきましては、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、平成20年度一関地区広域行政組合予算について補足説明を申し上げます。

まず一般会計であります。予算書15ページの方をお開き願いたいと思います。

1款1項1目総務費分担金にありましては、一関市9分の7、平泉町、藤沢町にありましては各9分の1の分担となっております。2目衛生費分担金、1節衛生総務費分担金は均等割10%、人口割90%、2節火葬場費、3節ごみ処理費、4節し尿処理費の分担金にありましては均等割10%、利用割90%となっております。

2項負担金、1目建設事業費負担金にありましては、旧組合の地方債の借入分の償還に係る負担金で、統合前の負担割合といたしております。なお、現在事業を進めております大東清掃センターのストックヤード建設等に係ります地方債の償還分にありましては、人口割といたしております。

16ページとなります。2款1項2目火葬場使用料でございますが、1節約山斎苑は延べ1,230件、2節千厩斎苑にありましては延べ915件を見込んだところでございます。

2款2項2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては、家庭系、事業系、一般廃棄物等合計いたしますと8,273トン、粗大ごみ収集分4,000個を見込んだところでございます。17ページになりますが、2節の大東清掃センター手数料にありましては、家庭系、事業系、一般廃棄物等2,719トン、粗大ごみ収集分4,000個を見込んだところでございます。3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては、6万5,000キロリットル、2節川崎清掃センター手数料は3万3,750キロリットルを見込んだところでございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金、1節循環型社会形成交付金は、大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業に係ります3分の1の交付金となっております。

4款1項1目財産貸付収入、1節土地貸付収入にありましては、伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付け、電力柱、電話柱の敷地貸付収入となっております。

次に、18ページとなります。4款2項2目物品売り払い収入にありましては、資源物や再生品の売り払い金でございます。

6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業に基金を取り崩し、充当をしようとするものでございます。ちなみに、平成20年度末の財政調整基金の残高にありましては5,700万円ほどとなるところでございます。

19ページになります。9款1項1目衛生債にありましては、大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業に係ります地方債でございまして、対象事業費の90%を見込んだところでございます。

次に、歳出について申し上げます。

20ページの方をお開き願いたいと思います。

1款1項1目組合議会費にありましては、議員報酬、議員事務局に係る経費となっております。

2款1項1目総務管理費にありましては、説明欄の一番上、個人情報保護審議会委員、二つ目の個人情報保護・情報公開審査会委員会委員はそれぞれ7名の報酬でございまして、21ページの説明欄の一番上のその他経費にありましては、旅費、交際費、需用費、委託料となっております。2款2項1目監査委員費にありましては、監査委員報酬、監査委員事務局に係る事務経費となっております。

次に、3款1項1目衛生総務費でございまして、22ページの方となりますが、説明欄のその他経費にありましては事務経費でございまして、旅費、車両の燃料、それから修繕料、会議出席負担金等でございます。ごみ減量化対策費、廃棄物処理懇話会委員報酬にありましては、平成19年度に引き続きゴミの減量化等につきまして意見をいただくとするものでございます。ごみ出し指定袋統一啓発チラシ等印刷費にありましては、指定袋を統一するため啓発チラシを作成しようとするものでございます。ごみの出し方テキスト印刷費にありましては、統一したごみの出し方の周知を図るため、各世帯用テキストを作成しようとするものでございます。それから環境教育費、その他経費にありましては、リサイクルの講習会5回の開催を見込みまして、それに係ります講師の旅費、報償費、それから需用費を見込んだものでございます。生活環境対策費、東山清掃センター公害防止協定委員会委員報酬7名分にありましては、これまで協定委員会への補助金となっておりましたが、この補助金を廃止いたしまして、組合の附属機関としての委員会として、最終処分場に係ります意見をいただくとするものでございます。

次に、23ページになりますが、3款2項火葬場管理費、1目釣山斎苑管理費、施設管理委託料にありましては、施設運転管理委託料等14業務の委託料となっております。工事請負費にありましては、火葬炉設備改修工事等を予定するものでございます。2目の千厩斎苑管理費の施設管理委託料にありましては、施設運転管理委託料等16業務の委託料となっております。工事請負費にありましては、火葬炉の補修工事等を予定いたしましたものでございます。

24ページとなります。3款3項1目一関清掃センター費でございまして、13節委託料にありましては、ごみ焼却施設運転業務等16件、リサイクルプラザにありましては手選別等業務18件、それから、ごみ収集業務は可燃、不燃、資源等の業務委託でございます。15節にありましては、工事請負費でございまして、焼却施設の定期補修、排ガス施設補修工事、リサイクルプラザにありましては、プラント機器整備、破碎機整備等に係る工事請負費を見込んだところでございます。

25ページとなります。2目の大東清掃センター費にありましては、13節委託料はごみ処理施設、粗大ごみ処理施設に係る施設運転業務、それから環境測定業務、ごみ収集業務等28業務の委託料でございます。15節工事請負費にありましては、クレーン補修工事、搬送装置整備等の工事請負費を見込んだところでございます。

3目舞川清掃センター費、26ページになりますが、4目の花泉清掃センター費、5目の東山清掃センター費にありましては、埋立処分地に係る管理経費でございます。東山清掃センターにありましては、これまで組合直営で業務を行っておりましたが、新たに施設管理業務を委託により

行おうとするものでございます。

6目ごみ処理施設整備費にありましては、平成18年度から20年度の3カ年継続事業としております、大東清掃センターの廃棄物処理施設整備事業に係る平成20年度事業費でございまして、9月の完成を目途にストックヤードの建設、それから外構工事を進めるものでございます。

次に、27ページとなっております。3款4項し尿処理費、1目一関清掃センター費にありましては、第1、第2と二つのし尿処理施設の管理運営経費でございまして、11節の需用費にありましては、処理薬品等の消耗品費2,381万4,000円、電気料の光熱水費4,463万5,000円、破碎機、各種ポンプの修理等1,480万円等で、13節委託料にありましては、沈砂層の清掃、污泥等廃棄物処理に係る委託料となっております。15節工事請負費にありましては、前処理機の定期点検、それからポンプ交換等の工事請負費を見込んだところでございます。

2目川崎清掃センター費の11節需用費にありましては、処理薬品等の消耗品費1,876万8,000円、電気料の光熱水費2,021万1,000円、修繕料354万7,000円等で、13節委託料にありましては、廃棄物処理、脱水汚泥運搬等の委託料となっております。

次に、28ページになりますが、15節の工事請負費にありましては、施設機器補修等の工事請負費を見込んだところでございます。

4款1項1目公債費の元金にありましては、ごみ、し尿、火葬場、最終処分場の整備のため借り入れをいたしました地方債の償還金でございまして、平成20年度末の未償還元金にありましては、34億116万4,000円の見込みとなるものでございます。なお、この詳細にありましては、37ページに地方債の現在高に関する調書でお示しをいたしてございますので、お目通しを願えればと思います。

次に、介護保険特別会計事業勘定予算について申し上げます。

41ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、歳出でございます。1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料にありましては、被保険者3万6,900人分、2節現年度分普通徴収保険料にありましては4,100人分を見込んだところでございます。

2款1項1目、構成市町分担金にありましては、保険給付に係る経費、地域支援事業費、事務経費として高齢者人口、給付割、均等割の基礎数値により構成市町より負担をいただくものでございます。

42ページの方になりますが、4款1項1目介護給付費負担金の1節の現年度分にありましては、在宅系では保険給付費の20%、施設系にありましては15%を見込んだものでございます。

4款2項の国庫補助金、1目調整交付金にありましては、財源調整の国からの交付金でなっております。標準保険給付費の6.7%ほど見込んだところでございます。

2目の介護予防事業費交付金にありましては、予防事業費の25%、3目の包括的支援等事業費交付金にありましては、包括的支援事業費の40.5%を見込んだところでございます。

5款1項1目、介護給付費交付金、43ページになりますが、2目の介護予防事業費交付金にありましては、保険給付費の31%を見込んだところでございます。

6款1項1目、介護給付費負担金にありましては、県負担分でございます。保険給付費の在宅系が12.5%、施設系にありましては17.5%を見込んだところでございます。

6款3項1目、介護予防事業費交付金にありましては、事業費の12.5%、2目の包括的支援等事業費補助金にありましては、事業費の20.25%を見込んだところでございます。

44ページになりますが、8款1項1目、介護給付費準備基金繰入金にありましては、介護給付費等に基金を取り崩し、繰り入れしようとするものでございます。介護給付費準備基金の平成20年度末の残高見込みにありましては、6億2,700万円程の見込みとなっております。

次に、歳出であります、46ページの方をお開き願いたいと思います。

1款1項1目、総務管理費であります、説明欄の一番上の介護保険運営協議会委員報酬15人の委員報酬でございます。なお、この委員会にありましては、4回の協議会を見込んだところでございます。それから、説明欄の下から4行目あたりに派遣職員給与費負担金とございますが、これは平泉町からの職員1名分の人件費となっております。一番下のその他経費にありましては、介護保険事業研修会4回を計画いたしまして、それに係ります講師謝礼の報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料とか研修等の参加負担金を見込んだものでございます。

1款2項1目、賦課徴収費にありましては、介護保険料の納付書の印刷等に係る経費でございます。

47ページとなりますが、1款3項1目認定審査費にありましては、説明欄、介護認定審査会委員報酬75人分となっております。この委員会は年延べ220回の開催を見込んだところでございます。認定審査費の主治医意見書作成手数料にありましては、8,800件を見込みました。それから、認定調査委託料にありましては、認定調査を民間委託といたしまして4,200件を見込んだところでございます。

2款1項1目、介護サービス費にありましては要介護者に対する給付分、2目の介護予防サービス費にありましては、要支援者に対する給付分でございます。3目の審査支払手数料にありましては、国民健康保険団体連合会への審査委託料でございます。延べで年15万9,780件ほど見込んだところでございます。4目の高額介護等サービス費は、利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するものでございます。

48ページとなりますが、5目の特定入所者介護サービス費にありましては、食費、居住費について、所得に応じ負担を超えた場合に給付する低所得者対策分となっております。

3款1項1目財政安定化基金拠出金にありましては、県に設置しております安定化基金への拠出金でございます。標準給付費の0.1%相当額となっております。

次に、5款1項1目交付金事業費にありましては、介護予防事業といたしまして構成市町へ委託いたしまして、運動機能向上、それから栄養改善、口腔機能向上事業等を予定をいたしたものでございます。

5款2項1目交付金事業費にありましては、西部、それから東部包括支援センターに係る経費でございます。説明欄にありますとおり、包括的支援等事業費の高齢者実態把握事業委託料にありましては、高齢者の把握等、在宅介護支援センター等21カ所に委託しようとするものでございます。それから、任意事業費の任意事業構成市町委託料にありましては、家庭介護者支援、それから介護用品の支給、給食サービスなどを委託、実施をいたすものでございます。

次に介護保険特別会計サービス勘定となります。

60ページの方をお開き願いたいと思います。

包括支援センターの予防給付に係るサービス事業で、ケアプラン作成等に係る経費となっております。

まず歳入であります。1款1項1目介護サービス計画費収入でございますが、介護予防支援計画1万6,592件ほど見込んだところでございます。

次に、歳出でございますが、61ページの方になります。説明欄、介護予防支援員報酬にありましては11名を予定いたしまして、ケアプランの作成業務に当たるものでございます。介護支援プラン作成委託料は、包括支援センターにおいて直営で計画するほか、介護予防プラン作成委託料となっておりますが、管内居宅支援事業所に介護支援計画の作成を委託するもので9,070件ほどを見込んだものでございます。

長くなりましたが、以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。
議 長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君）

3款2項1目、ページ数でいうと23ページから24ページ、それから3款3項は24から25ページについて伺いますが、釣山斎苑、千厩斎苑の管理費について、この間の予算説明資料の説明によってわかったのですが、長期継続契約に移行すると費用が減額になるということで、新たにほかのごみ焼却施設等もそういう長期継続契約にするというふうにあります。この仕組みですね、長期継続して契約すると安くなるということの仕組みを説明していただきたいと思うのです。というのは、例えば死者が増えた場合、契約して、例えば何件から何件までの間ならばこの契約で維持できるということなのかですね、そうでない要素があって2年なり3年契約した方が安くなるというのはどういうわけなのか。例えば、ごみ処理の場合でも、ごみの量が増えたらそれだけかかるし、それから今のように燃料代がどんどん値上がりするようなときには、契約して仕事をとった方がいいが、とても合わないという声も伝え聞いております。ですから、そういう状況の中で2年、3年の継続契約することが、そうすればなぜ下がるのか、人件費は同じように使う、人数も同じように使ってやらざるを得ないと思うんですが、その仕組みを説明していただきたいというふうに思います。

それから、公債費の問題で、歳入歳出の公債費の現在高見込みに関する調書、37ページを見ました。一定の、三十何億ですか、これから支払う額があるわけですが、財政健全化法が成立したことによって、この平成20年度予算から連結決算の対象になるということになってはいますが、そういった場合、この公債費比率等の額が増えるのか増えないのか、増えることによって一般会計等の公債費比率との連結で大きな要素になる可能性があるというふうに思うんですが、その辺で公債費等の決算比率が今後どのように推移すると見てこの予算書を立てたのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、入札の契約結果ということでほとんどの場合、入札回数、3回が一番多くて、2回ありますが、あとは2回、1回ということで入札結果が出ています。これは、ごみ処理に関しても、し尿処理もごみ処理も委託随意契約というふうになってはいますが、これで本当に競争業者がないのかどうかですね、いろいろ業者の方から聞いてみますと、何とか参入したいと思ってもとにかく壁が厚いと、前の契約でやっている人の方が、ずっと随意契約ですから、契約がなかなか取れないという方もありますが、そのことについて、随意契約でずっといくということなのか、競争者が現れれば公平な契約入札を行うということなのか、その説明を一つお願いしたいと思います。

議 長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まず、長期継続契約の仕組みについてから申し上げますが、これにありましては平成16年の地方自治法の改正によりまして、電気でありますとかガス、また水道

などのほか、契約の性質上翌年度以降にわたる契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障が出るというようなもののうち、条例で定めるものについては長期にわたって契約ができることとされたものでございます。

長期継続契約の導入の背景といたしましては、長期の契約を前提とした入札を可能とするというものがございまして、入札額の積算におきまして長期の経営計画により人件費等の経費節減を可能とするもの、それから単年度の契約解除のリスクを負わないというものが挙げられると思っております。契約の相手の利便性を向上させるということで、経費の節減を図ることを目的といたしてございます。それから次に、スケールメリットの関係もあるわけですが、これを生かしながら一括契約ということでございまして、当組合の衛生関係事務におきましては、従来二つの組合が同様の事務処理を行っておりましたことから、同様の施設についても二つ以上でございます。そこで、二つ以上の施設におきましては同様の業務を一括して委託することによりまして、施設ごとの契約に比べまして管理統括部門の縮小でありますとか、共有、現場業務管理の一元化、人員の巡回、転換等によりまして効率的に管理をできるということで、管理コストの減額を図ることができることとなっております。この長期継続契約と施設一括契約を組み合わせる導入することによりまして、従来、前年度契約業者と単年度の随意契約を行ってまいったところでございますが、指名競争入札に切りかえまして、業者間の競争を促したことによりまして削減の要因が挙げられるところでございます。以上によりまして、施設管理委託経費の削減を図ってまいったところでございます。

ただ、具体的に申し上げますと、まず斎苑管理費についてでございますが、二つの火葬場を一括して5年の契約を締結いたしましたところでございますが、火葬件数の繁閑に応じた施設間の人員の調整など、人員の効果的な配置が可能となったことも影響していると思われまして、説明資料の17ページにお示しをいたしてございますが、単年度で938万7,000円ほど減額となったところでございます。

それから、ごみ焼却施設についてでございますが、これも同様に運転管理業務について今年度より5年間の長期継続契約に移行をいたしましたところでございます。これも、施設運転には熟練した技術職員が必要となりますが、長期に契約することによりまして長期的な人材育成が可能となりまして、安定した受託業務の遂行が可能となったものと思われまして、これにありましては、17ページでお示ししたとおり701万4,000円の削減となったところでございます。

それから、ちなみに、リサイクル施設につきましても、一関清掃センターのリサイクルプラザ受け入れ手選別作業、受付業務委託、それから大東清掃センターの粗大ごみ処理施設運転管理業務委託にありましては、2年弱の契約といたしてございますが、これにありましては平成21年から新たにストックヤードの管理委託を検討する必要がありますことから、5年よりも短い期間でございまして、この短い期間で契約をいたしてございます。これにありましては、一関清掃センターにありましては114万円ほど、それから大東清掃センターにありましては321万3,000円ほどの削減を図ったところでございます。なお、これらにつきましても、いずれ予算説明書の17ページに記載をいたしてございますが、その他の契約におきましても金額の多少はあるものの、単年度契約よりも全体として3,299万4,000円の削減を図ることができたところでございます。いずれ、今後におきましてもリサイクル施設や最終処分場の管理も長期の一括契約の検討をしてまいる考え方でございます。

次に、組合の公債費の借入償還についての将来見込みでございますが、組合債は大東清掃セン

ター小規模ストックヤード等整備事業に伴う借り入れが、平成20年度で終了いたします。平成21年度以降の借り入れにつきましては、現時点では計画はいたしてございません。また、一方、公債費の元利償還につきましては、平成20年度から平成37年度までの向こう18年間に55億円ほどの償還を予定をいたしてございます。ただ、平成19年度をピークに、今年度予算でも計上してございますが、平成20年度が5,000万円ほど、それから21年度にありましては1億7,300万円ほど、平成22年度にありましては8,000万円ほど減少していく予定となっております。平成30年度には、借入残高が1億円を下回るといような計画でございます。したがって、新たな施設の建設を行わない限りは順調に公債費の償還が行われるという計画でございます。

それから、公債費比率の決算の状況等についてお話があったわけですが、議員のお話のとおり法律の適用にありましては平成20年度決算からとなっております。現在、算定の方法につきましては、県と市町村とでシミュレーションを行っていると同でございます。いずれ、健全化判断をこの比率で行うわけですが、この比率にありましては実質の公債費比率、それから将来負担比率には一部事務組合の数値も含めるとされてございます。組合といたしましては、緊縮財政の堅持と将来負担の軽減に努めたいという考えから、いろいろと工夫をいたしたところでございます。この健全化判断比率にありましては、構成市町の標準財政規模に対する割合を算出するものとなっております。そこで、実質公債費比率への影響につきましてでございますが、公債費に対する交付税措置を勘案いたしますと、構成市町全体で推計いたしますと約1.3%ほど占めると予想されるものでございます。いずれ、標準財政規模が将来一定であると想定されるものであれば、平成20年度以降に構成市町の実質の公債費比率を押し上げるというような要因とはならないということ想定をいたしておるものでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 答弁が漏れたと思うんですが、契約のやり方について、随意契約というのがずっとあるわけですが、これがずっと続くのかどうかという質問をしたわけですが、その点、答弁がなかったので、その辺を再度お聞きしたいということと、5年契約で安くなるというふうになっても、今のように原油高によって請け負った方々が、本当にそのままやって責任を果たせるのかどうかという心配があると思うんですが、いつまでも原油が高いとは限らないとはいえ、5年契約ということになりますと、その比率でもっと下がると見るのか、経費としては人件費もその会社は、では上げないのだろうかという疑問が出てくるんですね。契約したのだからそのままいきますよ、それから経費はこれだけ下がりますよということになると、私は、その請け負った会社は給料も上げないというような形で維持するしか、こういう原油高になったら持たないのではないかというふうにも考えられますが、その心配はないのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 失礼申し上げます。随意契約の関係につきましては、説明資料の17ページの下の方に、施設の警備委託関係につきまして載せてございますし、また、し尿汚泥のリサイクル処理委託料につきましても、これは随意契約という形をとらせていただきます。いずれ、施設警備にありましては機械警備が主でございます。違う業者を参入させるとなれば機械そのものを変更するような形で、請け負った業者は初期投資の部分が課題となるわけでございます。それらを勘案いたしますと、これらにつきましては現在、設置している機器がある業者をお願いするという形をとらせていただいております。

それから、し尿汚泥のリサイクル処理にありましては、これはある程度資格といたしますか、基準的なものもございまして、一概に一般的な業者の方をお願いするというわけにもまいりませんで、これにつきましても随意契約という形をとりまして、競争ではないような形にとらせていただきます。

それから、長期的契約にありまして、会社の経営等を圧迫するのではないかということですが、契約にありましては、こちらで施設運転業務というような形が主なものでございまして、それは積算を経まして、一つの基準を出しまして入札に付するという形にとらせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質疑を終わります。

次に、3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 質問させていただきます。

説明書24ページ、3款3項にかかわってなんですが、先ほどごみ収集運搬委託の選定は適切かというようなところが私の中で質問、やりとりしました。それで、一関清掃センターの燃料費が計上されております、257万円。前年度の予算書を見ましたら146万円で約75%増ということ、これは原油高騰による影響が大きくなっているのではないのかなと推測するわけですが、先ほど委託業者への運搬費は一関清掃センター300円でしたか、大東清掃センターが250円と、あまりにも低いのではないかなと、やっぱり、もっと委託業者には燃料費の分を増額すべきではないのかなと、再度申し述べてお尋ねしておきたいと思えます。

それから、ごみ運搬の際に不燃で火災事故が発生したケース、平成19年度もまだ全部終わっていませんけれども、5、6件あるのではなかったかなと思えます。その際の処理の仕方ですね、だれが後始末の費用を持つのかというようなところをお聞きしたいと思います。業者から聞きますと、すべて業者持ちと、出した原因はスプレー缶の破裂とか何とかが主な原因だろうと思うんですが、業者には責任がほとんどないと思うんです。その処理負担が業者にだけになっているのではないかと思われませんが、それは改善する余地はないのかお尋ねいたします。

それから、12月に管理者名で、浄化槽法施行令に基づく清掃通知に対する取り扱いについての通知というのをしております。時間の都合があって全部紹介はできないわけですが、つまり合併浄化槽の清掃を、業者が点検業者から清掃業者に通知したら3カ月以内にやりなさいというような通知の文書なようです。果たして、それで環境衛生上問題はないかと、それから住民サービス向上につながるかと。逆に3カ月までいいよと、いろんな事情があれば、例えば面倒な表現になっていきますけれども、簡単に訳せば盆と正月が入れば3カ月超えてもいいのだと、超えていいという表現ではないですか、3カ月以内まではいいという表現になってます。それでは、やっぱり環境衛生上、問題があるし、住民サービスの向上にもつながらないというように思います。

それから、ついでに、その業務の浄化槽の汲み取り料、清掃料、これの料金体系はどうなっているかと、住民の皆さんから寄せられたお話では、一方では高く一方ではまあまあの料金というようなことが、苦情的に私の方に寄せられております。どのように承知しているのかお知らせいただきたいと思います。

それから、年末年始のごみの運搬、ごみ収集ですね。その体制、ゴールデンウィークとあわせて、どのように考えてやっておられるかお願いします。長期の休みになりますと、ごみステーションはあふれるということで、カレンダーどおり休んではないというのは承知しております。しかし、十分になっているのかなという、周知の徹底の問題もあってか、十分に収集されてい

ないのではないかなということ、改善方法を示していただきたいなということです。

それから、業者については委託費の中でやっているわけですが、休業日ですね、休日出勤というようなことを要請するわけですから、その分の手当ても上乘せしてやるべきではないかなと、私は思うのですが、そうなっているかどうかもお尋ねいたします。

あわせて、清掃センターですね、清掃センターの業務が、業者からは、相当、この連休期間は、特に後半の部分で収集の受け入れを十分やってほしいと。そうでないと、その間、事業系のごみとといいますか、そういうのも、例えば病院なんかは年中無休なわけですからごみは出ると、それを回収すると。それを持っていく場所がなくて大変な思いをしているというようなお話を受けています。ですから、センターの受け入れ体制を万全にする必要があるのではないかなということで、そういう考えがとおりかどうかお尋ねします。

次に、介護保険事業にかかわってですが、説明書49ページにかかわって、東部包括支援センター、西部包括支援センター、包括介護支援センターですね、この業務なんです、ケアマネージャーは何人くらい配置になっていて、1人あたりどれくらいのケアプランをつくっているのか。といいますのは、かなりハードな仕事になっていると聞いております。ですから、何人で何人くらいのケアプランをつくっているのかと、残業などが慢性化してないのかなという心配がございます。必要であれば十分な職員の人的配置が求められるのではないかなというように思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まず一関清掃センターのごみ収集運搬業務委託についてお答えを申し上げますが、原油の値上げによる委託経費の増額についてでございますが、平成20年度予算額と平成19年度の予算額とを比べますと、ごみ収集車1台あたり、単価で申し上げますが、先ほども申し上げましたが、大体300円ほど増額をいたしてございます。少し幅があるわけでございますが、ごみの種類に応じて収集車が異なっておりますので、増額分の考え方といたしましては、収集車の1日の走行距離でありますとか燃料費等に応じまして算定をいたしてございます。また、ごみの収集運搬業務委託者の選定関係につきましては、ごみ収集の運搬業務を委託するにあたりましては、廃棄物処理法の施行令に委託基準がございまして、コースごとに委託業務を遂行するための車両、施設、人員、年度を通じて委託業務を遂行する能力が必要であるとなってございまして、収集コースごとの集積所の把握でありますとか効果的な収集業務の遂行、またルール違反ごみの適切な処理等が委託開始時から即座に要求される業務でありますことから、選定をいたしておるものでございます。なお、県内のごみ収集運搬の業務の委託の方法の状況は、ほとんどは、自治体や一部事務組合では随意契約という形になっておるようでございます。また、収集業務をお願いいたしております業者にありましては、年数回会議の場を設定いたしまして、課題等につきましては協議をいたしておるところでございまして、意見の交換を行いながら収集のあり方ありますとか料金等の部分も含めまして、今後引き続き協議してまいりたいと考えてございます。

それから、次に、浄化槽法施行令に基づく清掃通知に対する取り扱いの関係でございますが、組合管内におきましては、浄化槽の普及が進んでございまして、今後、ますます浄化槽の排水処理人口が増加していくものと想定をいたしてございます。そこで、組合にありましては、許可事業とされております浄化槽の清掃業、浄化槽汚泥収集運搬業務にありましては重要な公共サービスとして位置づけをいたしてございまして、これまで浄化槽の清掃、それから浄化槽汚泥の収集

運搬の明確な取り扱いを定めておらなかったわけでございます。組合では浄化槽の清掃業務が円滑に実施され、さらに、これが住民のサービスの向上につながるということで、清掃業の実施方法でありますとか、実施の期限の指針を調整をいたしましたものでございます。今回の通知にありましては、清掃業者、それから保守点検業者、それから収集運搬業者が連携して業務を取り組むこととなってございますので、計画的な浄化槽管理に資するのではないかとというものでございます。

それから、汲み取り料等の料金体系のお話もございまして、平成19年4月より管内のし尿、それから浄化槽汚泥の汲み取り料金が統一されてございます。そこで、基本料金が200リットルまで1,260円、これは税込みでございますが、また、200リットルを超える場合にありましては10リットルにつきまして63円となっております。清掃料金につきましては、浄化槽の大きさでありますとか、汚水の流入量によって違ってございまして、各許可業者ごとに定められているというような状況となっております。

それから、次に、年末年始、ゴールデンウィークのごみ収集体制でございますが、現在当広域行政組合にありましては、各地域、それから町ごとに収集カレンダーを作成いたしまして、ごみ収集日を周知をいたしてございます。基本的には、燃やすごみは週2回、燃やせないごみと資源ごみにつきましては月2回の収集を行ってございます。議員のお話のありましたとおり、年末年始とかゴールデンウィークのごみ収集体制につきましてですが、休みが長期間続く場合にありましては、最低でも週1回燃やすごみの収集をするようにいたしておるところでございます。なお、県内の団体の年末年始の収集体制を見ますと、当組合と大体ほぼ同様の収集体制となっております。

それから、車両火災のお話もございました。いずれ、年間数件ございます。内容的には、カセットボンベの爆発でありますとか、ライター等が発火いたしまして、収集ごみが発火するというようなケースがございます。それにつきましては、おのこの対応しているわけでございますが、いずれ議員さんお話のとおり、何がかかるとかというお話が、私の方ではちょっとつかみかねるわけなんです、その辺はもしご指摘いただければ今後いろいろと検討をさせていただきたいと思っております。

それから、休日出勤に対する上乘せというお話がございましたが、先ほどから申し上げたとおりコースでありますとか、車両の償却費、それらを勘案して1台あたりどのくらいという形をお願いしておりますので、休日に出勤したからいくらというような算定の仕方ではございません。

それから、受け入れの強化というお話もございまして、先ほど申し上げましたとおり、年末年始、ゴールデンウィークにありましては、当組合の職員がある程度対応するような形で受け入れの拡大は行っておるところでございます。

また、介護関係のケアマネージャーの配置の関係でございますが、東部6人でございまして、月20件ほど予定をいたしてございます。西部にありましては10人でございまして、月35件、これらを予定をいたすものでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 随意契約の関係では、ほとんどおっしゃいましたけれども、県内で4市かは競争入札でやっているということで、ちょっと認識が違いますので、私は入札でやっていけるものというように思っております。

それから、火災の件なんですけれども、火災でパッカー車が壊れるとか損傷するとか、そういう時の、当然修理費がかかるわけですから、その辺は何らかの対策をとる必要があるのではない

か、すべて業者負担ということではないのではないかとこのように思って、先ほど質問いたしました。

それから、介護保険なんですが、それでは残業なんかはなくてケアマネージャーの皆さんは業務やっていると、これぐらいの体制で大丈夫であろうというような判断なのでしょうか、それとも、それでも残業は続いているというか、そういう状況なのでしょうか、そこをお示しいただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 車両火災に係る経費ということで、どのような形で、業者負担だけではないのではないかとこのようにお話でございますが、車両をお願いする委託経費の中には保険料も入っておりますので、その中で業者の方では対応できるのではないかとこのように判断をいたしております。

それから、ちょっと前後いたしますが、ケアマネージャーの関係につきましては、残業なし、そういう状況でございまして、ある程度繁忙期はお願いする場合もございます。いずれ、残業なしでというような形ではございまして、ある程度、件数が多くなればそういう事例も多々中にはあるわけでございます。

また、入札で行えるのではないかとこのようにお話でございますが、業者とすればある程度の車両の確保が必要でございます。普通のトラック等で運搬するわけにまいりませんので、その辺はある程度設備が必要でございますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 3番、大野恒君。

3番（大野恒君） 時間ないから簡潔に。理解しているつもりなんですけれどもね、しかし、どの業社でもそれなりの設備投資とか人的配置とかやっておきながら入札に参加してくるわけですね。そして、他の市も十分それでやっているというところもありますということをご指摘しておきたいと思います。

それから、浄化槽との関係なんですが、3カ月以内であればいいというね、盆と正月を前にしてというかね、盆、暮れはね。しかし、普段は1カ月、2カ月という表現があるんですが、やはり、私は住民サービス向上、あるいは環境衛生上好ましくないのではないかなと思うので、改善する必要があると思いますので、そのようにご検討いただければと思います。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 大野恒君の質疑を終わります。

次に、16番、木村實君。

16番（木村實君） 午前中に私の質問するをお願いしていただきましたが、神崎議員、石川議員からごみ袋についてはおおむね聞いて了承したと、このようにございますが、聞けば、昭和56年の施設ができた、これは一関のセンターでございますが、これにつきましては年ごとの補修工事が大金かかっているようでございます。年次計画で修繕しながら、燃料を焼却しながらごみ焼却しているということでございますが、これにつきましては今後、組合の財政も圧迫するということでございますので、私は、繰り返しになりますが、有料化という考えはないかという思いで質問をするわけでございます。重複して同じ答えをいただくかと思いますが、そういうわけで質問をするわけでございます。

なお、もう1点につきましては、予算書の説明資料に、先ほど、これも鈴木英一議員が質問したわけですが、この8項目ばかりありますが、その中で三つの部分については競争入札で、しか

も歳月が何カ月ということで記録されております。これにつきまして、一番下の部分については、これはメーカーによって違ったメーカーが来て修理ということではできないと思うので、これは理解をいたします。ただ、7番目に記載されております施設警備業務委託、これは管理の警備と思いますが、1社でなく随意でなくできないのかということで質問をいたしますし、もう一つは指名業者、各業者6、8、4、8、7、9とありますが、市内業者がこの中に入っているかないか、それをお尋ねします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まずごみの有料化につきましてでございますが、再三お答え申し上げますが、平成18年10月に発足してございます、県の方で研究会がございまして。その中では、循環型社会形成推進事業によるゴミの減量でありますとか、将来に向けての廃棄物業者のあり方について、ただいまいろいろと議論をしているわけでございます。県内のこれは、県内でそれぞれの自治体が参加いたしまして研究をいたしてございます。このような状況を踏まえながら、当組合はその状況を見ておるわけでございますが、ただ、有料化に移行する自治体は増えてございまして、これもご答弁申し上げますが、平成18年度の状況にありましては、石川議員さんでありますとか神崎議員さんにお答えしたとおり、市の段階で363団体ほどというような状況でございまして、また、県内ではご承知のことと思っておりますが、北上市が有料化を表明をいたしておるところでございます。また、近隣では仙台市におきましても、本年10月から有料化に移行するための周知に取り組んでおると聞き及んでおるところでございます。いずれ、ごみの処理はそれなりの経費がかかるわけでございますから、どのような形で負担を求めるかということになるかと思っております。当組合にありましては、直接持ち込みの場合にありましては手数料をちょうどいましてございまして、家庭がごみ集積所に排出するものにつきましては構成の市町の分担金で、いわゆる回り回れば税負担というふうな形をお願いしているような状況となっております。有料化にありましては、住民生活に直接影響するものでございまして、ただいまいろいろと意見交換をしております県の研究会の意見などを総合しながら、研究課題として研究してまいりたいと思っております。

それから、次に、長期継続契約の請負の関係でございますが、委託内容の特殊性ということから受け入れ業者が1社しかないというような場合は、いずれお示しのとおり、この中では施設警備業務というものがございまして、これにありましては機械警備というような形をとってございます。それで、人がいなくなった場合には機械により警備会社の方に電話回線を使いまして通報するシステムとなっております。そこで、その機械の設備が、やっぱり、かなりの初期投資がかかるということで、この機械警備にありましては次の業者がなかなか参入するというのは、初期投資がかかるものですから難しいというのが現状でございまして、当組合にありましても従来お願いしております警備会社に随意契約という形をとらせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 16番、木村實君。

16番（木村實君） まず、ごみにつきましては、最近テレビのニュースで聞いたんですが、北海道の夕張市、有名な財政破綻ということで、市民に対して、毎日出るごみなので処理費が増大するということで、参考までに中の袋は40円と、80円のは大袋ということで負担していただいているということが報じられております。これにつきましては、やはり住民一人一人がごみの減量化に努力すべき、金かかるから少し丁寧にゴミを取り扱い、今までよりいろいろ工夫して小さくする

とか、そういうことになれば減量化に結びつくし、また金がかかるのでということで、これは住民も大変な負担、今税金でも何でも上がってくるという時代であります。そういう意味からこれで夕張ではやっているということを知りました。重ねてですが、今、事務局長がこれからだということですが、こういうことがあったということで諮問委員会でもさらに意見交換をしながらこの業務を進めるべきだと思うので、この点については回答はいりません。お願いします。

次に、施設業務につきまして、私が誤解をしておりました。私は、警備だから、外の外観を回って歩くというのが警備だという思いでありましたので、機械の点検警備ということで私の勉強の足りないことだったので理解をしております。それで、私の質問に対して上の分の六つの業種ですが、これに対しては市内に業者が参入しているかということのお答えがなかったのでお尋ねをいたします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 失礼申し上げました。長期継続契約の請負業者の内訳でございますが、内容的に申し上げますと、県内に本社のある業者が2社ございます。それから、県外に本社がある業者が7社ございまして、この7社のうち4社が一関市内、または県内に営業所を設けておるといような状況でございます。お話にありますとおり、警備のお話ございましたが、これは機械の点検業務ではなくて、警備業務でございます。例えば何らかの侵入者が入った場合、シャッターが上がれば、機械でそれを感知しながら、警備会社に通報するといような、機械警備といようなシステムとなっております。

それから、有料化のお話もございました。再三申し上げておりますが、廃棄物処理懇話会というものを平成19年度に立ち上げて、4回ほどいろいろとご意見を賜ってございます。その中でも、いろいろと今後の廃棄物処理経費の増大を見込めば、本来のごみ処理を家庭ゴミの有料化にすべきではないかという意見もございます。ただ、一方ではやっぱりいろいろな諸経費が上がっているものですから、一概に上げるのはどうかといようなお話もございます。そこで、この廃棄物の懇話会にありましては、平成20年度も引き続き3回開催する予定といたしてございまして、ごみ袋の統一等の問題もございまして、いろいろとこの懇話会の中でご意見を頂戴して判断をしてみたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第12、議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、久慈地区広域行政事務組合の脱退等の協議に関し議決を求めるものであります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 以上で議事日程の全部を議了いたしました。

第6回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は会期を本日1日間とし、平成20年度一般会計、介護保険特別会計予算、条例の一部改正などの諸案件が、終始真剣な審議によりすべて議決、決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と浅井管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

介護保険事業並びに環境衛生事業の運営に当たっては、課題も山積いたしておりますことはご案内のとおりであります。今後さらに広域行政組合当局と一体となり努力してまいりたいと考えております。

さて、平泉町議会から選出のお二方の議員さんにおかれましては、平泉町議会議員の任期満了による選挙が4月に行われるようであり、今定例会が最後の議会となりますが、当選の栄を得られ、再び議場でお顔を合わせられるようにご奮闘をお祈りいたします。

終わりに、今議会の運営にご協力賜りました各議員、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして、今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 第6回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会において平成20年度当初予算ほか条例改正等、慎重審議の上ご賛同賜りましたことに対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、平成20年度の施政の運営に役立ててまいりたいと存ずる次第であります。議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） これをもって第6回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後 2時39分